

令和5年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和5年度>監査テーマ：良好な住環境の維持・創造にかかる事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6. 9. 30時点】（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
R5	危機管理安全局	生活安全課	47	意見	1	制度の意義の再検証	尼崎市は、「グッと！尼っ子リンリンサポーター認定制度」につき、その制度意義を再検討したうえで、継続実施するか否かを検討すべきである。	当該制度の近年の認証実績を踏まえ、制度の継続の有無も含めた制度の見直しを検討しているところである。	検討中	—	令和6年2月21日
R5	危機管理安全局	生活安全課	48	意見	2	啓発活動の強化	尼崎市は、25歳～64歳の年齢層向けの自転車事故防止に向けた啓発活動を強化すべきである。	25歳～64歳の年齢層の市民に向けた「自転車ルールブック」を作成し、市HPに掲載した。 また、各地区で行われる地区まつりでは、親子連れでの来場者が多いことから、こういった場を周知のために積極的に活用することとした。例えば、令和6年8月4日に開催された大庄地区納涼祭においては同ルールブックを配布し、警察と連携して自転車シミュレータなどを用いて、当該年齢層に向けた啓発を行った。同様の取組は武庫地区、中央地区、小田地区でも行った。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	危機管理安全局	生活安全課	50	意見	3	適正費用の再検証	尼崎市は、株式会社ベイ・コミュニケーションズが提示した業務委託金額が、適正な金額であるのか再検証したうえで、将来的には地域 BWA 回線を使用しない可動式防犯カメラを入札やプロポーザル方式で導入する等の選択肢も検討すべきである。	「西宮市防犯カメラ設置事業効果検証報告書」によると、西宮市における可動式防犯カメラ設置運用事業について—の適正費用の再検証を行ったところ、同市が設置する防犯カメラ300台に関しては、法定耐用年数6年間の1台当たりのコストは797,942円とのことであった。 一方、本市の可動式カメラの委託料を同条件下で試算すると、1台当たり772,200円であったことから、他都市と比較しても高価なものでなく、妥当な範囲であると判断している。 なお、令和6年度に増設予定の防犯カメラについては、自転車盗難対策として設置し、定点的な監視による抑止を目的としているため、これまでの可動式防犯カメラのような移設や常時監視を必要としないことから、指名競争入札によるリース契約を予定している。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	道路課	52	意見	4	事業報告時の添付資料	尼崎市は、指定管理者から、年度末の事業報告において、管理業務及び自主事業の収支報告を受けているが、その際に、指定管理者から当該年度の監査報告書の提出を受ける必要性について検討すべきである。	指定管理者の各業者が作成する財務諸表等の監査報告書については、別途実施している指定管理業務のモニタリング評価の関係資料として受理し、監査報告書を確認し、指定管理者の信頼性及び収支報告書の妥当性の確保に努めくこととした。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	道路維持担当	53	意見	5	効果的な対策の再検討	尼崎市は、放置自転車の数を減らすために、これまでと異なる、より効果的な施策を検討すべきである。	市内13駅周辺の平日の放置自転車の台数が減少してきたことから、平日以外の撤去を順次実施してきており、土曜日に年間12回、令和5年度の祝日撤去6回に加えて、令和6年度では日曜日に6回実施及び夜間撤去を試行的に実施していく予定である。年間撤去台数や11月ごろに実施する実態調査の数字をもって効果検証の判断を行っていく。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	道路課	55	意見	6	適正賃料の判断資料	令和4年度に契約した自転車等駐車場管理運営事業の定期建物賃貸借契約について、尼崎市は、賃料設定に当たり、賃貸人から提示された資料だけでなく、他の客観的な資料も検討したうえで、適正な賃料について検討すべきであった。	対象となった駐輪場用地の賃料設定については、貸主側が提示する資料のみでの判断となった。 今後、特定の相手方との交渉においても、相手方から提示された資料だけの交渉ではなく、公有財産規則等で定める使用料等を算出するなど、客観的に判断できる資料を準備し交渉を行い適切な賃料設定に努めていくこととする。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	道路課	56	意見	7	入札後のランニングコストの検討	尼崎市は、令和4年度に一者特命随意契約を行った駐輪場販売機の再リースについて、当初契約は終了しているものであるが、リース期間終了後に改めて再リース契約あるいは保守点検契約を締結することがあることを想定したうえで、再リース料等の妥当性を検討できるよう、リース契約締結直後あるいは契約期間中可能な限り早い時期に、リース会社にその検討のための資料を徴求しておくべきであった。	これまでは、リース契約期間終了前に、機器業者とその時点での再リースに係る見積書等資料を徴取し検討を行ってきたが、今後は、再リース料等の妥当性を確保するよう、リース契約締結直後又は契約期間中可能な限り早い時期にも、リース業者から比較検討のための資料を徴取するよう努めていくこととする。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	道路維持担当	58	意見	8	広報手段・交付要綱記載内容の工夫	町会灯助成事業について、尼崎市は、本事業の主たる目的が CO2 排出減による地球温暖化防止への貢献にあることを申請者に自覚してもらえるよう、広報手段及び交付要綱の記載内容を工夫すべきである。	市ホームページに、街路灯のLED化が二酸化炭素排出量の削減につながる旨を追記することで、内容の変更を行った。なお、要綱については、補助金の交付手続きを主として規定するものであるため、わかりやすさを重視するために、二酸化炭素排出量の削減につながる旨の周知は、市ホームページの記載の変更にとどめることとした。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	公園維持課	65	意見	9	適時・適切な修繕対応	公園では年間181件の小修繕が実施されているが、実施時期には偏りがみられるほか、特にトイレ等の水回りの不具合については、複数個所の修繕工事がとりまとめて行われており、即応性が確保されているとは評価し難い。尼崎市は、判明した公園施設の不具合の重要性、対応の緊急性を適切に評価し、予算等の制約のなかで可能な限り、修繕等の対応をより適時・適切に実施すべきである。	事務の効率化の観点から複数の工事個所を一括して実施することが合理的であると考えているが、包括外部監査人の指摘するように可能な限り、不具合が判明した公園施設の重要性や対応の緊急性を適切に評価することも視野に入れつつ、修繕等の対応を実施することとする。	改善済	—	令和6年2月21日

令和5年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和5年度>監査テーマ：良好な住環境の維持・創造にかかる事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6.9.30時点】（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
R5	都市整備局	公園維持課	66	意見	10	遊具の美観への配慮	尼崎市は、公園施設、特に遊具の修繕に当たっては、予算等の制約の中で塗装の色を工夫する等、可能な限り、美観にも配慮した対応を実施すべきである。	遊具の修繕に当たっては、限られた予算の中で、まずは機能回復を第一と考えて処理することとなるものの、包括外部監査人の指摘するとおり予算等の制約の中で可能な限り、美観にも配慮した対応を実施するよう努めていくこととする。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	公園維持課	67	意見	11	公園施設の維持管理の効率化	尼崎市は、予算の配分、人員の配置も含め、公園施設の維持管理の一層の効率化に向けて、公園施設に関する情報をシステム化するための体制を構築することを検討すべきである。	公園施設維持管理の効率化を図るための維持管理体制の見直し、DX化の推進について検討を進める。	検討中	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	公園維持課	67	意見	12	分割発注の可能性	尼崎市は、緊急対応のために即時発注する等の合理的理由なしに、分割発注及び予定価格の調整をすべきでない。	市内の公園施設では日々施設の不具合が発生しており、これに対し当課では都度修繕を発注することによる対応を基本としている。修繕の発注に当たっては、尼崎市小工事施工規定第5条に基づき「突発事故」として施行を決定し、事業者1社から見積書を徴収することで価格が適正であることを判断した上で契約することとしているが、事業者が現地を確認し、見積書を作成するには一定の期間を要するため、その期間中にも施設の不具合の報告が発生し、同時期に複数案件に係る指示が錯綜する状況も発生している。このような状況はあるものの当課としても分割発注とみられないよう留意し、引き続き適切に運用するよう努めていく。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	公園維持課	70	意見	13	見積書様式・内容の充実	尼崎市は、複数者から見積書を徴収したことを、疑義を容れない程度に一見了解な記録をもって履歴に残すべきである。	市が設計書を作成するために市が指定した項目の単価を決定することを目的として各社から聴取する見積書については、施工金額を求める通常の見積書ではないため、通常の見積書と記載内容に若干の相違があることから、過去より市の担当者が様式を例として提示しており、その結果として各社の見積書の様式が類似することとなっている。他方で、指摘にあるような代表者印や必須事項の記載漏れ等の不備については、是正が必要であるため、今後はそのような記載漏れ等がないように、市・事業者ともに確認するよう取扱いを改めた。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	道路維持担当公園維持課	72	意見	14	見積書日付の不備	尼崎市は、見積書が提出された日が明らかになるように記録すべきである。 （中央公園等及び阪神尼崎駅前広場等維持管理業務委託）	令和5年度から当該業務委託は指定管理に移行したため、当該業務に関する事務執行について今後、是正の余地はないが、ご意見を踏まえ、今後、他の契約において同様のことが無いように、見積書に日付の記載がない場合は日付の記載を発行者に求め、受領印を押印する等して提出を受けた日が明らかになるような方法で記録に残すよう改めた。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	道路維持担当公園維持課	72	意見	15	見積金額の内訳・根拠の不備	尼崎市は、一者特命随意契約を締結するに当たり、見積額の内訳・積算根拠等が分かる資料を提出させて見積金額の適正性について適切にチェックすべきである。 （中央公園等及び阪神尼崎駅前広場等維持管理業務委託）	令和5年度から当該業務委託は指定管理に移行したため、当該業務に関する事務執行について今後、是正の余地はないが、今回の指摘を受けて、緑化公園協会と協議を行い、見積書に種類ごとの費用の内訳を記載することを見積作成者に徹底するよう改めた。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	道路維持担当公園維持課	73	意見	16	一者特命随意契約理由の記載内容の充実	尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。 （中央公園等及び阪神尼崎駅前広場等維持管理業務委託）	令和5年度から当該業務委託は指定管理に移行したため、当該業務に関する事務執行について今後、是正の余地はないが、ご意見を踏まえ、今後、一者特命随意契約を締結する場合においては、決裁に一者特命随意契約という手法を選択したことについての理由を明記するよう努める。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	道路維持担当公園維持課	74	意見	17	「見積合わせ」の用法の不統一	尼崎市は、決裁書には、誤解を招く表現を避けるべきである。	令和5年度から当該業務委託は指定管理に移行したため、当該業務に関する事務執行について今後、是正の余地はないが、ご意見を踏まえ、今後は契約を締結する場合、決裁書の記載について誤解を招く表現をしないよう適切に事務を進めていくように取り組んでいく。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	公園維持課	77	意見	18	見積金額の内訳・根拠の不備	尼崎市は、一者特命随意契約を締結するに当たり、見積額の内訳・積算根拠等が分かる資料を提出させて見積金額の適正性について適切にチェックすべきである。 （西武庫公園維持管理運営業務委託）	今回の指摘を受けて、見積書に業務の種類ごとの費用の内訳を記載し、当課でも見積内容の確認を徹底するよう努める。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	公園維持課	79	意見	19	見積金額の内訳・根拠の不備	尼崎市は、一者特命随意契約を締結するに当たり、見積額の内訳・積算根拠等が分かる資料を提出させて見積金額の適正性について適切にチェックすべきである。 （道路植樹帯保護育成業務委託）	今回の指摘を受けて、見積書に業務の種類ごとの費用の内訳を記載し、当課でも見積内容の確認を徹底するよう取扱いを改めた。	改善済	—	令和6年2月21日

令和5年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和5年度>監査テーマ：良好な住環境の維持・創造にかかる事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6. 9. 30時点】（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
R5	都市整備局	公園維持課	81	意見	20	見積書の真正の担保	尼崎市は、見積書が真正なものであることを確認し、明確に記録すべきである。 （公園保護育成事業費（緑地緑道等保護育成業務委託））	今回の指摘を受けて事業者を確認した所、見積様式が統一されているわけではないとのことであったが、契約事務マニュアルなどに基づき、代表者印や必須事項の記載漏れ等の不備については市・事業者ともに確認を徹底して行っていく。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	公園維持課	81	意見	21	見積金額の内訳・根拠の不備	尼崎市は、一者特命随意契約を締結するに当たり、見積額の内訳・積算根拠等が分かる資料を提出させて見積金額の適正性について適切にチェックすべきである。 （公園保護育成事業費（緑地緑道等保護育成業務委託））	今回の指摘を受けて、見積書に業務の種類ごとの費用の内訳を記載し、当課でも見積内容の確認を徹底するよう取扱いを改めた。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	91	意見	22	合理的な効果指標の設定	尼崎市は、設定する効果指標について、一層合理的なものとなるように検討すべきである。	緑化事業に関する効果指標について、直接的・数量的に市民意識を測定することは困難なことから、新たな効果指標の設定は容易ではないと考えるが、他自治体の事例等を参考に、より合理的な効果指標について検討する。	検討中	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	河港課	95	意見	23	実態を伴わない単価契約工事等指示書の発出	市は、実態を伴わない「単価契約工事等指示書」の発出を改めるとともに、特記仕様書の内容を現場での作業の実態に即して改訂すべきである。	＜業務の指示についての改善＞ 1指示ごとに「単価契約工事等指示書」に指示工期と予定数量を記載し、それをもって受託者に作業指示を出すよう改善した。 また、現場ごとの細かな作業依頼については、「水路維持関係業務調査報告書・連絡書」をもって、受託者と相互に連絡を行うことで改善した。 ＜特記仕様の改善＞ 発注、契約時点で上述の業務の流れを入札業者、受託者に理解してもらうために特記仕様書 第2章 【実施要領】に以下のとおり記載し、改善した。 ・第10条について 委託者において、指示工期と予定数量を記載した単価契約工事等指示書をもって受託者へ指示することを記載。 ・第11条について 市民要望等を受け、各現場ごとの作業依頼や、受託者による調査を受けての作業依頼については、水路維持関係業務調査報告書・連絡書を用いて詳細な相互連絡を行うことを記載。 ・第12条、第16条について 受託者による浮きゴミ搬出時の積込状況確認は、タイムリーに搬出前の積込状況を委託者に報告するよう記載している。（kintoneアプリを活用）	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	空き家対策担当	99	意見	24	法定制度の一層の活用	尼崎市は、空き家の解消に向けて、相続財産清算人、不在者財産管理人等の制度を、一層合理的に活用すべきである。	所有者が不明である場合や不存在であることが確定した物件に対しては、少しでも空き家の撤去につなげていくためにも、その管理状態が悪いものから順次、財産管理制度の申立手続を行っているところである。他方で、選任された不在者の財産管理人等が空き家の適切な処理を行うようにするためにも、関係団体等に対する情報提供は必要であり、今年度には、兵庫県司法書士会阪神支部の研修会にてこのテーマを含めた空き家対策の推進に関する意見交換を行った。今後も引き続き財産管理人を務める可能性がある専門職の加盟する団体等と意見交換や積極的に情報発信を行うなどの取組を進めていくこととする。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	空き家対策担当	103	意見	25	要綱等の分かりやすい表記	尼崎市は、市民向けに、本補助制度の説明が一層平易なものとなるよう工夫すべきである。	市民向けに、本補助制度が分かりやすくなるようホームページを修正した。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	空き家対策担当	106	意見	26	権利者の同意取得方法の検討	尼崎市は、除却する空き家の権利者等の同意を、より確実に確認できる方法を模索するべきである。	原則、ご提案いただいた対応を行うよう職員の教育を行います。概ねの方針は次のとおりです。 ①申請者に対する注意喚起 まず、財産処分に関する民法の基本的な部分を理解するよう職員を指導します。そのうえで、申請者と権利者の把握を行い、必要に応じて注意喚起を行ったことの確認を徹底します。 ②各権利者等から直接同意書等の提出を受ける。又は実印の押印を求める これらは、例えば過去に除却の同意を得ている場合であって、かつ、連絡を取ることが難しい状況にあるなどもあるため、個別の事情により代替手段を認める方針として存じます。ただし、第三者を介する場合には原則必要なものであるという認識のもと、その趣旨を踏まえて、また、申請者から提出を受ける代替の書類により、その妥当性を個別に判断いたします。 ③各権利者等に直接意思や事情等を確認する 原則は申請者が権利者等の意思確認等を行うよう求めつつも、申請者だけでは困難であると判断した場合には、必要に応じて、市が空家等の所有者等に対する情報提供の1つとして権利者等の意思確認を行うこととします。 ④対象の空き家が著しく保安上危険又は衛生上有害な状態の場合で、かつ、所有者（一部）不明の場合 原則は①～③を求めることとしますが、市として危険回避措置や緊急の代執行を講ずる必要がある状況にあつて、その措置を講ずることができない状況にある場合には、一部の権利者の意思確認が不完全な状態であっても、個別の判断により補助金の交付ができるものとします。ただし、この場合にあっては、③に相当する所有者調査等を市が尽くしたうえで判断いたします。	改善済	—	令和6年2月21日

令和5年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和5年度>監査テーマ：良好な住環境の維持・創造にかかる事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6.9.30時点】（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
R5	都市整備局	住宅政策課	110	意見	27	事業の更なる拡充・効率化	尼崎市は、市内の分譲マンションの管理組合等の需要の把握に努め、その必要に応じて、尼崎市分譲マンションアドバイザー派遣事業について更なる拡充を図るべきである。	分譲マンションアンケート調査において、需要の把握に努めており、本事業の潜在的需要は比較的高いことから、引き続き、周知・啓発を進めるとともに、手続の簡略化など業務の効率化についても検討する。さらに、問題の深刻化が懸念されるマンションなどを対象としたプッシュ型支援としてのアドバイザー派遣を検討するなど本事業の拡充を図る。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	道路維持担当	114	意見	28	事業報告方法の工夫	尼崎市は、受注者に対して、履行確認可能な内容の業務報告の提出を求めるべきである。	写真付報告書の確認をもって現地訪問に代える場合、業務着手前の施工業者との打ち合わせにおいて写真撮影の範囲やアングルを施工前、施工後の対比が行えるよう撮影する指導を徹底していく。 また、監督員となる若手職員に対しても、業者への指導方法について、改めて周知を行い、再発防止を図っている。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	道路維持担当	115	意見	29	履行確認方法の工夫	尼崎市は、委託業務における業務完了届の書式を工夫する、あるいは他の履行確認方法を採用するなどして、より実効性のある履行確認の方法を検討すべきである。	R6年度契約時の仕様書において、報告書の内容を作業担当者による自署のサインを行うことや作業写真を提出することに変更し、履行確認方法の改善を行った。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	都市整備局	道路維持担当	117	意見	30	設計金額積算時の調査の充実	尼崎市は、当初の工事発注時において、施工条件等を十分に検討すべきであった。	当該工事の設計変更経緯については、当初想定外の地下埋設物の発見や、交通規制の観点からの工法変更を行っており、工法変更について、当初の工事発注時において検討の余地があった。今後、当初設計書作成時において、検査者には機械的に数量等のチェックを行うだけでなく、施工範囲の妥当性や現場の施工性を考慮して検算を行うよう課内で周知徹底を図り、同様の設計変更が発生しないよう努めていく。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	経済環境局	環境保全課	122	意見	31	自然環境測定結果の効果的な広報	尼崎市は、近隣の自治体と遜色がない空気及び騒音等の環境であることを、市の内外に対して積極的にアピールすることを検討すべきである。そのためには、現行の一見堅苦しく見える白書だけではなく、例えば、市民に手軽に手に取ってもらえる小冊子のようなもの、あるいは、ウェブサイトや各種イベントでの情報提供など様々な手段での情報発信を検討すべきである。	市ホームページにおいて、兵庫県下と本市の空気、騒音等の環境基準達成状況を対比する記事を掲載した。また、ユーチューブやインスタグラムで尼崎の環境が改善されていることを実感できる内容を発信している。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	経済環境局	農政課	125	意見	32	業務報告書への添付資料の充実	尼崎市は、業務報告書に添付して提出される写真には必ず日付を記載するか、日付を記載した作業表示板において写真撮影することを求めるべきである。	仕様書に「写真は作業日が記載されている看板とともに撮影し、作業実施日がわかるようにすること。」と明記するとともに、受託者との事前打合せにおいて仕様書に基づいて注意喚起も行った。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	経済環境局	農政課	127	意見	33	履行確認方法の充実	尼崎市は、業務で来園する担当者がトイレの清掃状況を確認し、その記録を残す等の方法により、適切な履行確認を行うべきである。	職員が農業公園に訪れた際に、トイレの清掃状況を確認し、確認状況について、「履行確認シート」により記録化するように改めた。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	経済環境局	施設建設担当	129	意見	34	プロポーザル応募への熟慮期間確保の必要性	令和2年度に契約した新ごみ処理施設基本設計等業務委託について、尼崎市は、ごみ処理施設の整備は、何十年に1度という頻度の大型事業であるため、受託能力がある事業者にとって、事前に公告が出てくことは予想し難いという事情を考慮し、公告から参加申込日までの日数を十分にとるべきであった。また、応募者の増加の観点から、業務ごとに契約を分離することも検討すべきであった。	専門的かつ高度な技術を要求される業務である新ごみ処理施設整備基本設計等業務委託に係るプロポーザル応募は、企画提案書の受付までに十分な期間を確保したが、参加申込については業務実績など事務的な書類提出に限られ、かつ参加申込後辞退可能であったことから、提出期間を8日間とした。また、委託した3業務は相互に有機的につながることから、相互に調整が図り、円滑かつ効率的に業務を実施するため、3業務を一体の業務とした。 今後、業務委託の入札にあたり、募集・見積に十分な期間を確保を図るとともに、業務分離による業務増大に伴う事務量の増大やスケールメリットによる費用削減の効果等を十分に比較・考慮したうえで、応募者増加を図る観点から業務内容を精査し仕様を作成する。	見解の相違	—	令和6年2月21日
R5	経済環境局	クリーンセンター	131	意見	35	ランニングコストを考慮した契約方法の検討	令和4年度に一者特命随意契約を行ったクリーンセンター関連施設設備業務委託について、尼崎市は、機械警備システムの導入を伴う警備業務の委託に当たっては、システムにかかる初期投資費用及び耐用年数期間に応じた委託金額の合計金額を考慮した契約方式を検討すべきであった。	当該業務は、クリーンセンター第2工場の供用中（令和12年度末まで）は継続することとしており、今後クリーンセンターとして新たな警備業務委託を行う予定はないが、同種の業務委託を行う機会があった場合は、本件意見にも鑑み、競争性を確保した業者決定方法を選定することとする。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	経済環境局	クリーンセンター	137	意見	36	見積金額の内訳・根拠の不備	令和4年度に一者特命随意契約を行った資源リサイクルセンター等廃棄物運搬業務委託について、尼崎市は、一者特命随意契約を締結するに当たり、見積金額の内訳・積算根拠等が分かる資料を提出させて見積金額の適正性について適切にチェックすべきである。	契約金額の妥当性については、委託業者による見積額の内訳が示されている場合は、その内容を検証することにより判断しているが、内訳が明らかでないものについては、市内部の積算基準により積算した設計金額を算出したうえで、対象業者から徴収した見積書の金額と比較することにより判断しているところである。 本件意見を受け、該当する委託業務については、令和6年度向け契約の締結にあたり、すべて内訳書を徴収したところである。	改善済	—	令和6年2月21日

令和5年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和5年度>監査テーマ：良好な住環境の維持・創造にかかる事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6. 9. 30時点】（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
R5	経済環境局	産業廃棄物対策担当	138	意見	37	合理的な効果指標の設定	尼崎市は、本事業の成果を点検するに当たり、現在の効果指標である「不利益処分等（許可取消等）の件数」を見直し、定量的な指標を設定すべきである。	「不利益処分等の件数」については、日々の監視指導の中で、不適正処理を未然に防ぎ、また、許可取消等の不利益処分に至るまでに行政指導により不適正処理を是正させている側面があることから、一定指標になると考えるが、当該取消理由のうち欠格事由の該当については、包括外部監査人からの指摘のとおり本市の指導・監督上、関与できないものであることから、指標上のカウント数から除外するよう見直した。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	経済環境局	資源循環課	140	意見	38	契約書における責任所在の明確化	尼崎市は、市民工房にて市民に無償提供するリユース家具等について、その品質不良等を理由とする市民からの責任追及に備え、尼崎環境財団との間で責任の所在について明確な合意をすべきである。	令和6年度の仕様書から、所有権が市民に移転するまでは、所有権は市に属する旨の記載を追加した。なお、申込書には、委託を開始した平成21年4月から家具等の所有権が市民に移転した後については責任を負わない旨記載している。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	経済環境局	業務課	144	意見	39	車両名義と所有者との正確な一致	尼崎市は、尼崎環境財団が使用しているごみ収集車のうち、前身である「尼崎市環境整備事業公社」名義で車両登録しているものについて、同財団に名義変更を行うよう指導すべきである。	令和5年度末にすべての車両の名義変更を行い、尼崎環境財団へ変更済み。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	総合政策局	生涯、学習！推進課	149	意見	40	一者特命随意契約理由の記載内容の明確化	尼崎市は、一者特命随意契約を締結する必要性、合理性の判断に当たって、客観的資料や判断根拠をより明確にすべきである。	一者特命随意契約により、次年度に向けて契約を継続する場合は、客観的資料や判断根拠として、令和5年度に作成したみんなの尼崎大学事業委託事業別評価票を用い、年度評価を実施する。令和5年度はこの評価手法を用い、各委託事業毎の評価を基に、年度の総合評価を行った結果、評価結果がBであったため業務実施状況等が良好であると判断し、令和6年度契約を継続している。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	総合政策局	協働推進課	151	意見	41	再委託承認手続の不備	尼崎市は、再委託の際には、再委託承認の手続に留意すべきである。 （令和5年度の業務委託契約についてはすでに是正済みであるが、令和4年度の財務事務の執行に関わることから、意見を付すもの）	令和5年3月に次年度契約に向けた事務を進めていた際に、改めてマニュアル等に照らして事務手続を確認したところ、本件契約については、再委託がなされている契約であり、再委託の承認の手続が必要であることが判明したことから、令和5年度契約から手続の不備を是正した。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	総合政策局	中央地域課	154	意見	42	設計金額積算時の調査の充実	尼崎市は、本工事において設計金額を積算するに当たり、入札後の大幅な仕様変更が生じないよう、積算に要する経費も考慮したうえで、可能な限り建物外壁の状況を正確に把握する方法を検討すべきであった。 （サンシビック尼崎外壁改修等工事）	サンシビック尼崎外壁改修等工事は、入札後の大幅な仕様変更を経て令和4年度に完了したものであるが、今後は、同様の工事を実施する際には大幅な仕様変更をもたらさないよう、当初の発注時点において、施工条件等を十分に検討することに努めていくこととする。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	教育委員会事務局	スポーツ推進課	154	意見	42	設計金額積算時の調査の充実	尼崎市は、本工事において設計金額を積算するに当たり、入札後の大幅な仕様変更が生じないよう、積算に要する経費も考慮したうえで、可能な限り建物外壁の状況を正確に把握する方法を検討すべきであった。	サンシビック尼崎外壁改修等工事の実施に当たっては、予算の積算の際に、目視の確認のみで外壁の状況を判断したため金額の増額変更がなされることとなったが、今後は、同様の工事を実施する際には大幅な仕様変更をもたらさないよう、当初の発注時点において、施工条件等を十分に検討することに努めていくこととする。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	総合政策局	中央地域課 小田地域課 大庄地域課 立花地域課 武庫地域課 園田地域課	156	意見	43	情報発信方法の工夫	尼崎市は、各生涯学習プラザで実施される講座、イベント等について、実施主体を問わず、各生涯学習プラザ単位で一覧できるように情報発信を行うことを検討すべきである。	生涯学習プラザごとに実施されているイベントが一元化して掲載されている状態にするため、各生涯学習プラザのホームページに市が実施するイベントも掲載することとし、令和6年8月より運用を開始している。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	総合政策局	武庫地域課	157	意見	44	委託業務に関連する契約方法等の検討	尼崎市は、むこっ子ロード整備実行委員会へ委託する方式につき、委託の内容に応じて適切か否か逐次検討すべきである。	地域住民で構成され、かつ、誰もが参加できるむこっ子ロード整備実行委員会の開かれたネットワークを活かすとともに、より柔軟で、かつ、市民ニーズに対応した事業展開をするといった地域住民との協働の視点を十分に発揮するためにも、本件事業については、当面は市が仕様を定め、委託形式で行う現行の方式が適切であるとの結論に至った。 今後については、その事業内容によっては、財産の管理等について一定の要件を義務づける必要性や、委託契約が適切でないケースも生じる可能性があるため、そういった場合に至ったときには状況に応じて適切な手法により対応していく。	改善済	—	令和6年2月21日

令和5年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和5年度>監査テーマ：良好な住環境の維持・創造にかかる事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6. 9. 30時点】（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
R5	総合政策局	中央地域課 小田地域課 大庄地域課 立花地域課 武庫地域課 園田地域課	159	意見	45	決裁書への随意契約根拠規定等の記載不備	尼崎市は、契約事務手続について、随意契約である場合にはその根拠規定の明記及び根拠規定に該当する具体的な事情を記載すべきである。	決裁作成時に、随意契約の根拠規定及び根拠規定に該当する具体的な事情について適切に明記する。あわせて、根拠規定条文や契約事務の手引き、決裁文書のテンプレートについても共有・活用することとした。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	総合政策局	文化振興課	161	意見	46	見積金額の内訳・根拠の不備	尼崎市は、一者特命随意契約を締結するに当たり、見積額の内訳・積算根拠等が分かる資料を提出させて見積金額の適正性について適切にチェックすべきである。	A-LAB運営業務委託については、尼崎市監査委員による令和4年度出資団体等監査における指摘に基づき、令和5年度向け契約事務の時点から、見積金額の積算根拠となる詳細な内訳書を徴取し、その適正性をチェックするよう取扱いを改めた。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	総合政策局	文化振興課	161	意見	47	業務報告書の記載内容の充実	尼崎市は、文化振興財団との間の A-LAB に関する施設管理運営業務委託契約に関し、委託業務完了後に文化振興財団から受ける委託業務の成果報告について、より充実した内容のものを求めるべきである。	これまで成果報告書の内容としては、展覧会の開催結果等については詳細が記載されている一方で、仕様書に定める「施設の管理に関すること」に係る記載がなかったため、令和6年4月以降に提出を受ける成果報告書については、施設の管理について記載したものを徴取するよう取扱いを改めた。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	総合政策局	文化振興課	162	意見	48	イベントの効果的なPR方法の検討	尼崎市は、A-LAB で行われる展覧会のPRを行うに当たっては、展覧会の内容に応じてより効果的なPR方法を検討・選択すべきである。	平成30年度から地域密着型の情報発信が行えるケーブルテレビによるCM放送を活用していたが、来館者アンケートの結果から大きな効果が得られず、令和4年度末で廃止した。一方、これまで来館が少なかった小中高校生への周知に注力するため、令和5年度からは市内の全ての小中高等学校にチラシを配布している。今後においてもアンケートなどにより効果を確認しながら、より効果的なPR方法を検討していくこととする。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	経済環境局	商業観光課	163	意見	49	見積金額の内訳・根拠の不備（フィールドミュージアムガイド導入業務委託）	尼崎市は、一者特命随意契約を締結するに当たり、見積額の内訳・積算根拠等が分かる資料を提出させて見積金額の適正性を適切にチェックすべきである。	今後、一者特命随意契約を締結する際には、見積書にその工程や業務の種類ごとの内訳及び積算根拠等を記載するよう依頼し、見積金額の適正性をチェックするよう取扱いを改めることとした。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	経済環境局	商業観光課	164	意見	50	見積金額の内訳・根拠の不備（尼崎城魅力向上事業費）	尼崎市は、指定管理協定を変更するに当たり、指定管理料の増額にかかる内訳・積算根拠等が分かる資料を提出させて見積金額の適正性について適切にチェックすべきである。	今後、見積書を徴取する際には、その工程や業務の種類ごとの内訳及び積算根拠等を記載するよう依頼し、見積金額の適正性をチェックするよう取扱いを改めることとした。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	経済環境局	商業観光課	165	意見	51	見積金額の内訳・根拠の不備（尼崎城址公園指定管理者管理運営事業費）	尼崎市は、指定管理者に対し、年度協定書に基づく緊急等対応費の執行を承認するに当たり、その必要性及び見積額の適正性を適切にチェックすべきである。	今後、見積書を徴取する際には、その工程や業務の種類ごとの内訳及び積算根拠等を記載するよう依頼し、見積金額の適正性をチェックするよう取扱いを改めることとした。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	秘書室	広報課	169	意見	52	検討過程の正確な記載	尼崎市は、当該サイト(尼崎市定住・転入促進情報発信サイト)について、尼崎市公式HPや市 SNS、広報誌など他の方法の活用、特に尼崎市公式HPと併せてリニューアルするなどにより統合化を図る余地がないか、幅広く多様な選択肢を検討すべきである。また、検討過程についても何らかの形式で記録に残しておくことが望ましい。	尼崎市定住・転入促進情報発信サイトの再構築にあたっては、包括外部監査人の指摘する多様な選択肢の検討を一定実施している一方で、その検討過程の全てを記録に残してはいないことから、今後、当該サイトを再構築するなど大幅な見直しを行う際は、多様な選択肢の検討とあわせ、その検討過程を適宜記録するように努める。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	資産統括局	公共施設戦略課	172	意見	53	見積金額の内訳・根拠の不備（尼崎市公共施設予約システム運用サービス業務委託）	尼崎市は、一者特命随意契約を締結するに当たり、見積額の内訳・積算根拠等が分かる資料を提出させて見積金額の適正性について適切にチェックすべきである。	指摘を踏まえ、令和6年度からの契約については、事業者から、内訳・積算根拠等が分かる見積書を受領し、見積内容の確認を行ったうえで契約を締結している。今後についてもシステムに係る業務委託の締結に当たっては、内訳・積算根拠等が分かる見積書の提出を求め、見積金額の適正性について適切にチェックしていく。	改善済	—	令和6年2月21日
R5	資産統括局	公共施設戦略課	173	意見	54	見積金額の内訳・根拠の不備（尼崎市公共施設マネジメントシステムサーバ更新等業務委託）	尼崎市は、一者特命随意契約を締結するに当たり、見積額の内訳・積算根拠等が分かる資料を提出させて見積金額の適正性について適切にチェックすべきである。	当該業務委託については令和4年度に実施しており、当面サーバ更新の予定はないが、監査におけるヒアリング内容を踏まえ、令和5年度に実施したシステム改修に当たっては、事業者から、内訳・積算根拠等が分かる見積書を受領し、見積内容の確認を行ったうえで契約を締結している。今後についてもシステムに係る業務委託の締結に当たっては、内訳・積算根拠等が分かる見積書の提出を求め、見積金額の適正性について適切にチェックしていく。	改善済	—	令和6年2月21日

令和4年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和4年度>監査テーマ：市税の賦課・徴収に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6.9.30時点】（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
R4	資産統括局	市民税課	55	意見	7	事務所、事業所等の未申告に対する対応	尼崎市は、設立届未提出の未申告法人に対して、実際に過料の制裁を行うことを前提とした実務運用を定めるべきである。具体的には、過料の制裁があることを二度にわたって告げて催告したにもかかわらず、合理的理由なく未申告が続いた場合には過料の制裁を行う等、実際に担当者として過料の制裁を求める手続を進める際の明確な判断基準や手続の流れを要綱又はマニュアルとして作成し、現実に手続を実行することを検討されたい。	市税条例第33条の14に規定する設立届未提出の未申告法人に対して科する過料について、適正な事務運用のため、その適用基準を定めたマニュアルを作成した。	改善済	設立届未提出の未申告法人（条例に規定する不申告法人）に対して、過料の制裁を行う実務運用を検討するに当たり、兵庫県下の市町村に対し照会を実施したところ、参考となる事例の収集ができなかったため、今後は、調査対象範囲を広げて事例の収集を行い、実務運用のための研究・検討を進める。	令和5年2月22日
R4	資産統括局	資産税課	115	意見	16	過年度課税に関する調査マニュアルの不備	尼崎市は、過年度課税を行うべき客観的な根拠に関し、事務マニュアル等を策定すべきである。	過去に課税要件を充足していたことが客観的な証拠により証明できる場合の過年度遡及課税について、より公平な課税を実現するため、固定資産税・都市計画税における遡及課税実施基準を作成した。	改善済	過去に課税要件を充足していたことが客観的な証拠により証明できる場合の過年度遡及課税について、より公平な課税を実現するため、マニュアルを作成する予定である。	令和5年2月22日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6.9.30時点】（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
R3	資産統括局	財政課	22	意見	1	<u>【意見1】補助金等交付手続に関する基本ルールの策定</u> 尼崎市は、補助金等交付規則など、補助金等交付手続に関する基本方針を定めたルールを策定すべきである。	補助金交付手続の基本的ルールを定めることが必要である。 具体的には、①用語の定義のほか、②交付申請書への必要的記載事項③申請書への添付書類④補助金等の交付決定手続（申請の取り下げや決定の取消し手続も含む）⑤補助事業等の実施（実績報告を含む）⑥交付決定を受けた者の交付請求手続（交付時期を含む）等についての基本的ルールを定めることが望ましい。	補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正、効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。 令和6年8月には、財政課において、交付要綱の作成に当たってのガイドラインの素案を作成し全庁に意見調整を始めるなど、全庁的なルール作りを進めている。	検討中	補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正、効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。 令和5年4月以降、交付手続に関する基本ルールや、交付要綱作成に当たってのガイドライン、交付事務一般に関する実質的な指針の策定の検討を随時進めている。	令和4年2月24日
R3	資産統括局	財政課	22	意見	2	<u>【意見2】交付要綱作成にあたってのガイドラインの策定</u> 尼崎市は、補助金等に係る交付要綱作成のガイドラインを策定すべきである。	現行の交付要綱の中には、補助対象経費や補助率等が明確に定められていないものも多くみられるところ、交付要綱作成のガイドラインにおいて、作成に当たり原則として守るべき事項を可能な限り明確に定めることにより、交付要綱に不備が生じることを避けるとともに、業務の効率化も図られる。	補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正、効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。 令和6年8月には、財政課において、交付要綱の作成に当たってのガイドラインの素案を作成し全庁に意見調整を始めるなど、全庁的なルール作りを進めている。	検討中	補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正、効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。 令和5年4月以降、交付手続に関する基本ルールや、交付要綱作成に当たってのガイドライン、交付事務一般に関する実質的な指針の策定の検討を随時進めている。	令和4年2月24日
R3	資産統括局	財政課	23	意見	3	<u>【意見3】補助金等の交付事務一般に関する実質的な指針の策定</u> 尼崎市は、補助金等交付手続に関する基本ルール（補助金等交付規則など）、交付要綱作成のガイドラインの策定に加え、さらに、補助金等の事務執行一般についての実質的な指針を策定することが望ましい。 また、当該指針においては、①補助効果測定のための指標を確立する際にあたっての基本的な考え方、②適切な補助効果測定のために実績報告時に要求すべき添付書類を設定するにあたっての基本的な考え方、③補助金等交付先の財務状況を確認する際の基本方針、④補助金等の適切な終期を判断するにあたっての基本的な考え方等について、可能な限り具体的に定めるべきである。	交付要綱作成にあたってのガイドラインが策定されることにより、①当該補助金等の趣旨・目的（公益目的）が過不足なく記載されるとともに、②交付手続に関する基本ルールに則った補助金の交付手続（申請から決定、交付、実績報告に至るまで）が記載されることは重要であるが、あくまでも交付要綱においては交付手続の基本的事項が記載されるにすぎないので、事務執行の適正の観点からは、必ずしも十分ではない。 実際の補助金等の交付事務において、公益目的達成の手段としての有効性・効率性、交付手続の公平性・平等性が実現されるためには、より実質的かつ具体的な指針を定めることが望ましい。 当該補助金によって、所定の公益目的が効果的、効率的に実現されたかどうかを判断する指標については、様々な考え方が成り立ちうところであり、尼崎市では、各事業について年度毎に作成される「事務事業シート」において、当該事業・補助金についての成果が示されているものの、単純な数値の増減など形式的な指標となっているものも多く、公益目的達成のために真に有効かつ効率的に当該補助金が貢献したかという観点に基づいた指針・考え方が示されることが有益である。	補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正、効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。 令和6年8月には、財政課において、交付要綱の作成に当たってのガイドラインの素案を作成し全庁に意見調整を始めるなど、全庁的なルール作りを進めている。	検討中	補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正、効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。 令和5年4月以降、交付手続に関する基本ルールや、交付要綱作成に当たってのガイドライン、交付事務一般に関する実質的な指針の策定の検討を随時進めている。	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

指摘 年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6. 9. 30時点】（所管課回答）	措置 状況	令和5年度公表文	監査結果 報告日
R3	資産統括局	財政課	24	意見	4	【意見4】交付要綱作成の徹底 尼崎市は、全ての補助金について交付要綱を策定することが望ましい。	本報告書において結果・意見の対象となった補助金の中には、交付要綱が作成されていないものが散見され、最終的に結果・意見の対象とならなかった補助金の中にも交付要綱が作成されていないものが存在する。 これらの補助金は、特定の補助事業者を対象としたものが多く、申請者の一律・平等な取扱いの要請がないことや、事業の目的が明確であるなど、特に補助金交付手続に関する基本ルールが定められれば、他の補助金と比較して、交付要綱を作成する必要性が少ないこともたしかである。 しかし、各補助金について個別に交付要綱が定められることは、当該補助金の趣旨・目的を明確にし、補助金受給の要件・条件に違反があった場合のルールを明らかにするという観点からも、また、市民目線からの監視にさらすことで補助金交付事務の適正を担保するという観点からも有用である。 特に長期間にわたって、特定の補助事業者に対して交付が継続しているものについては、その趣旨や目的の吟味が疎か、曖昧になるおそれも生じることから、たとえ特定の補助事業者を対象とする補助金であっても、交付要綱を作成することが望ましい。	補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正、効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。 令和6年8月には、財政課において、交付要綱の作成に当たってのガイドラインの素案を作成し全庁に意見調整を始めるなど、全庁的なルール作りを進めている。	検討中	補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正、効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。 令和5年4月以降、交付手続に関する基本ルールや、交付要綱作成に当たってのガイドライン、交付事務一般に関する実質的な指針の策定の検討を随時進めている。	令和4年2月24日
R3	資産統括局	財政課	25	意見	5	【意見5】交付要綱の市ウェブサイトへの掲載の徹底 尼崎市は、交付要綱を作成している補助金等について、交付要綱を市のウェブサイトにおいて公表すべきである。	インターネットが広く普及するに至った現在の社会状況のもとで、各補助金等の内容、交付手続について、ウェブサイトを通じて市民に公表することは、極めて重要である。 もちろん、当該事業について資金面の援助を受けたいと考える者が、補助金等の存在自体を知る端緒として、交付要綱自体に直接アクセスすることは必ずしも多くなく、多くは市のウェブサイト上に掲載されている補助金等の概要についての案内や、市への電話等での問合せがきっかけになっていると思われる。 しかし、そのような場合でも、実際に当該補助金等の交付申請を行うかどうかを判断するにあたっては、申請時の資格要件や具体的な交付時期が当該事業のスケジュールに合致したものであるかなど、具体的な手続の確認は不可欠であることから、自ら交付要綱にアクセスできる環境を整えることが重要である。 一方、交付対象者が特定の補助事業者であり、数年以上にわたって存続している補助金については、必ずしも当該事業者への機会付与、公平の要請は妥当しないが、交付要綱の市民への公開は、主権者たる市民に対し、どのような趣旨・目的をもった補助金が存在し、どのような要件・手続を経て当該補助事業者が補助金の交付を受けるのかについて明らかにすることで、市民の「知る権利」を充足し、市民によるチェックの機会を与えるという重要な役割を果たしていることから、交付要綱の公開を行うべきである。	補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正、効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。 令和6年8月には、財政課において、交付要綱の作成に当たってのガイドラインの素案を作成し全庁に意見調整を始めるなど、全庁的なルール作りを進めている。	検討中	補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正、効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。 令和5年4月以降、交付手続に関する基本ルールや、交付要綱作成に当たってのガイドライン、交付事務一般に関する実質的な指針の策定の検討を随時進めている。	令和4年2月24日
R3	福祉局	介護保険事業担当	99	意見	49	住宅改造費助成金 【意見49】申請書類の簡素化 尼崎市は、マイナンバー制度などを有効活用し、申請書類の簡素化を検討されたい。	マイナンバー制度の導入によって様々な情報が紐づけられているうえ、申請者の同意を得れば庁内で確認することも可能であるから、添付資料を必要最小限としたうえで手続を簡素化されたい。	本事業については、①改造内容の相談、②訪問調査、③改造内容の提案、④施工業者への見積りを経て申請を行うものであり、相談から申請までに1か月から数か月の期間を要することから、①改造内容の相談を行う時点で、対象者世帯が給付対象であることを確認しておく必要があるが、この時点で速やかな判定を行うためには、本事業の委託先である尼崎市社会福祉協議会にマイナンバーにより紐づけされる情報を閲覧することができる端末を設置する必要がある。 このような端末の設置について検討を行った結果、多額の費用が必要であり、また、要した費用に見合うだけの申請実績はなく、利便性の向上効果は低いと見込まれることから、添付資料の省略を目的として本事業にマイナンバーを使用することは見送ることとした。	見解の相違	本事業については、尼崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に相談受付、訪問調査、改造内容の提案及び申請書類の進達等、一連の業務を委託している。現行では市社協としても申請者の世帯状況、所得状況を確認した上で、対象世帯の階層区分を把握し、市に申請書類を進達してきたという経緯がある。こうした状況を踏まえ、マイナンバー制度なども含め、申請書類の簡素化に向けて引き続き検討を行う。	令和4年2月24日
R3	福祉局	高齢介護課	102	意見	50	老人クラブ活動等社会活動促進事業運営助成金 【意見50】団体数及び加入率増加に向けた取り組み 尼崎市は、老人クラブ数及び加入率を増加させる取り組みを推進されたい。	団体数及び加入率が減少傾向にある要因について虚心坦懐に多角的な視点で検証し、制度の修正も含めて取組を推進されたい。	団体数減少については、役員の後継者不足が主な要因となっており、また、加入率の減少については、前期高齢者(65～74歳)の就業率の高まりなど、生活スタイルの変化による影響が大きいと考えられる。 一方で、地域を基盤とし、高齢者相互の支え合いや友愛活動、地域貢献活動に取り組んでいる老人クラブの存在は重要であり、国や県と一体となった補助事業の継続は必要と認識している。 県補助においては、近年、助成対象の拡充等が図られており、本市としても、それらと足並みをそろえるなかで、老人クラブの支援等の取組を進めているところであるが、次年度は、これまでとは別の視点(例：制度の見直しや、補助要件の見直し等)での改善も含め、他市や、県とも意見交換を行っていく考えである。	検討中	コロナ禍における地域課題に対応する観点から、兵庫県は令和5年度から3年を目途に支援対象を拡充し、「新たな枠組み」による助成を行うこととされた。 その拡充された支援対象のひとつに「会員加入促進活動」が盛り込まれており、市としても、引き続き、老人クラブの支援等の取組を進めていく。	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6. 9. 30時点】（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
R3	福祉局	高齢介護課	103	意見	52	産休等代替職員費補助金 【意見52】補助金の必要性のチェック 尼崎市は、本補助金の利用がされない原因を調査したうえで、利用されやすいように要件の変更を行う、あるいは必要性がないのであれば制度の撤廃を検討されたい。	本補助金は、制度としては存在するものの、制度開始以降、一度も利用された実績がない。10年以上にもわたって一度も利用がないということは極めて例外的であり、利用のための要件が厳しい、あえて利用するまでのメリットがない、そもそも周知がされていないなどの、制度を改善すべき理由がある可能性がある。または、そもそもまったくニーズがない可能性も考えられる。したがって、この点を検証したうえで、対応を検討されたい。	市内の対象施設（5か所）に対し、ヒアリングを行った結果、補助要件に該当する見込みがない、代替職員ではなく法人内の人事異動で対応している補助金廃止についてはやむを得ないとの意見が大半であったため、本事業について、令和5年度末で廃止した。	改善済	市内の対象施設（5か所）に対し、本補助金が利用されない原因を調査するため、対象施設（5か所）に対しヒアリングを行った。その結果を踏まえ、今後の事業方針について検討を行う。	令和4年2月24日
R3	福祉局	障害福祉政策担当	107	意見	53	重症心身障害者通園事業体制維持補助金 【意見53】補助対象事業者の見直し 尼崎市は、旧障害児通園事業を実施していた兵庫県内の生活介護事業者を補助対象事業者の条件としている点について、見直されたい。	要綱第2条で、補助の対象となる事業者として、旧障害児通園事業を実施していたことが条件とされているため、新規に交付先となる法人が生じる可能性は極めて低く、補助対象事業者は、事実上、現在交付を受けている1法人に限定されることになる。 国の事業の廃止により、国の事業を利用していた事業者が看護職員の加配ができなくなるにより、当該事業所を利用していた重症心身障害者が急激な環境変化を受けないよう、本補助金が設けられたというのであれば、既に国の事業廃止から10年、本補助金の設置から5年を経過しようとしていることも踏まえ、急激な環境変化を避ける対策をとって（例えば、今後5年、10年といった年数をかけて）補助を縮小していくことも考えられる。 一方で、一般的に重度心身障害者が通所する生活介護事業所において、重度心身障害者の社会参加等の増進のために、看護職員の雇用を促進させる必要があるというのであれば、旧障害児通園事業を実施していたことを対象補助事業者の条件とする必要はなく、門戸を広げるべきである。 いずれにしても、現在、本補助金の交付を受けている事業者が1法人で、今後新規に交付先となる事業者が現れることもないという状況であるのならば、同様に重度心身障害者が通所する生活介護事業所を運営する事業者との公平が保たれないと考えることから、補助対象事業者の見直しを求めるものである。	当該制度は、国の補助事業（重症心身障害児（者）通園事業）を実施していた施設が、平成24年度の法制度の改正によって当時の看護師配置に相応する報酬算定が受けられなくなり、18歳以上の重症心身障害者に対する通所サービスの継続（看護師配置の維持）が困難となったことを受けて、当該施設の利用者がいる複数の自治体により創設した制度であるため、利用者への影響が生じないよう継続性が求められている。また、国においては全国的に障害者の重度化・高齢化が進む中、平成24年の制度改革以降も通所サービス（生活介護）に係る報酬算定において、看護師の配置加算の拡充を段階的に行うなど、重症心身障害者の日中活動の場の確保に取り組んでいるところである。このような動きもある中、直ちに現在の補助対象事業者に対して補助を見直す（廃止）ことは現実的ではないため、市内（本市の利用者が通所可能な隣接市を含む。）の生活介護事業所における看護師の配置（加算の取得）状況等も勘案しながら、引き続き、当該補助制度の見直しについて慎重に検討を進めていく。	検討中	当該制度は、国の補助事業（重症心身障害児（者）通園事業）を実施していた施設が、平成24年度の法制度の改正によって当時の看護師配置に相応する報酬算定が受けられなくなり、18歳以上の重症心身障害者に対する通所サービスの継続（看護師配置の維持）が困難となったことを受けて、当該施設の利用者がいる複数の自治体により創設した制度であるため、利用者への影響が生じないよう継続性が求められている。また、国においては全国的に障害者の重度化・高齢化が進む中、平成24年の制度改革以降も通所サービス（生活介護）に係る報酬算定において、看護師の配置加算の拡充を段階的に行うなど、重症心身障害者の日中活動の場の確保に取り組んでいるところである。このような動きもある中、直ちに現在の補助対象事業者に対して補助を見直す（廃止）ことは現実的ではないため、市内（本市の利用者が通所可能な隣接市を含む。）の生活介護事業所における看護師の配置（加算の取得）状況等も勘案しながら、引き続き、当該補助制度の見直しについて慎重に検討を進めていく。	令和4年2月24日
R3	福祉局	障害福祉課	111	意見	55	障害者小規模作業所運営費等補助金 【意見55】補助金の必要性のチェック 尼崎市は、地域活動支援センター事業補助金と目的が重複しているため、補助継続の必要性について検討されたい。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（いわゆる、障害者総合支援法）第5条第27項に規定される地域活動支援センターに対しても、「尼崎市地域活動支援センター事業補助要綱」に基づき補助金の交付がなされており、尼崎市地域活動支援センター事業補助と本補助金により補助される作業所の設置目的は、近似するものといえる。 ところで、地域活動支援センターとして補助を受けるためには、法人格を有する必要があるし、利用人員についても形態に応じて10名以上ないしは20名以上である必要がある。また、地域活動支援センターでは、指導員の人数や指導員のうち、固定数を常勤とすることを要件とされている等、本補助金の対象となる作業所の設置よりも、より安定的なサービスを提供しやすいといえ、利用者である障害者の利便により資するものと推測されるし、補助金における効率はより高いものと考えられる。 一方で、本補助金の交付を受けている5施設のうち、4施設は、補助金交付基準の最低限度である利用人員5名であることに鑑みると、本補助金の存在が、本市にとってもより効率が高い地域活動支援センターへの移行を妨げているのではないかと考えるところである。 そこで、支出する補助金のうち、特に本市独自の補助を継続するかについて、改めて検討するとともに、仮に、小規模作業所に、地域活動支援センターとは異なる存在目的を見いだすとしても、交付要件については、より厳格なものとすることを検討すべきではないかと考えるものである。	兵庫県のある県政改革方針令和4年度実施計画において、令和4年度から3年間の経過措置期間（段階的に県補助額を1/4ずつ減額）を経て、令和7年度に小規模作業所への補助金が廃止されることとなり、本市においても県の見直しにあわせ、令和7年度に補助金を廃止するが、経過措置期間中は段階的に減額される県補助負担分を市が補填する支援策を行っている。 地域活動支援センターへの移行等が進んだことにより、現在、小規模作業所は1か所となっており、当該事業所についても地域活動支援センターへ移行予定である。令和6年度をもって県補助金が完全に廃止となるため、円滑な移行に向け、引き続き事業者等との協議・調整を進めていく。	検討中	兵庫県の県政改革方針令和4年度実施計画において、令和4年度から3年間の経過措置期間（段階的に県補助額を1/4ずつ減額）を経て、令和7年度に小規模作業所への補助金が廃止されることとなった。本市においても県の見直しにあわせ、令和7年度に補助金を廃止することとするが、経過措置期間中は段階的に減額される県補助負担分を市が補填する支援策を行うことで、法内施設への円滑な移行等を促進していく。	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度>監査テーマ：補助金等に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6. 9. 30時点】（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
R3	こども青少年局	保育管理課	130	意見	65	尼崎市法人保育園施設整備事業補助金 【意見65】選考過程の公開 尼崎市は、法人保育園施設整備事業選考会議における選考の経過について、支障のない範囲で広く市民に公開することが望ましい。	本補助金は、建物の増改築や大規模改修を伴うものであることから、金額も多額に上るところ、いかなる選考基準で、いかなるプロセスに基づき整備事業が決定されたのかは、納税者である市民に広く公開されるべきである。	令和6年3月から市ホームページにて整備事業に係る補助金の支給実績の公開を開始した。また、選考基準についても、法人の運営に支障のない範囲で、令和7年3月から市ホームページにて公開を開始する。	検討中	令和5年度中の公表に向けて、現在調整を行っているところである。	令和4年2月24日
R3	経済環境局	地域産業課（商業観光課）	141	意見	76	金（尼崎地域産業活性化機構人件費補助金・商業専門家派遣等事業補助金） 【意見76】人件費補助の必要性・相当性のチェック ハートブル事業に従事する職員1名（以下「本件職員」という）に関する人件費補助の必要性及び補助金額の相当性について検討を加え、必要に応じて廃止・削減等の措置を講じるべきである。 また、今後も本件職員に関する人件費補助金を継続する場合であっても、各年度の交付決定にあたり、補助金交付申請書及び添付書類について、より充実した内容のものを求め、補助の必要性及び補助金額の相当性を慎重に審査すべきである。	令和2年度の本補助金の決裁文書の記載によると、本件職員の人件費補助は、勤労者福祉協会の解散に伴うプロパー職員の雇用確保が主な理由で実施されるようになったと解されるが、法的には尼崎市は本件職員に対して雇用責任を負う立場がなく、本件職員の雇用確保は、補助金の必要性を直接に基礎付ける事情とはならない。 また、平成21年度決裁文書には、「共済事業及び活性化機構の安定した運営を図るため」と記載されており、ハートブル事業の公益性が考慮されていることが窺われる。この点、ハートブル事業の内容からすると一定の公益性を有することが認められるため、活性化機構が同事業を承継した当初は、これを円滑に運営継続するために同事業を担当していたプロパー職員の人件費の補助を行うことについて一定の必要性が認められるとも言える。しかし、ハートブル事業が活性化機構に承継されて10年以上が経過した令和2年度の時点においても、同様の必要性があるかは別問題であり、補助金交付の時点での活性化機構の財務状況、ハートブル事業の収支や運営状況（会員数及び福利事業や給付事業の件数等）、同事業の業務量と担当する職員の人員体制（同事業の業務に精通した本件職員以外の職員の有無等）等を考慮して、毎年度個別に判断されるべきものである。 令和2年度の補助金交付申請書及びその添付書類には、ハートブル事業の公益性に着目して同事業への人件費補助の必要性を検討するにあたり考慮すべき、活性化機構の財務状況、同事業の運営状況、業務量と同事業を担当する職員の人員体制等に関する事情が記載されておらず、地域産業課が他の方法でこれらの事情を審査した痕跡も見当たらないことから、本件職員の人件費補助の必要性について十分な審査が行われたとは認められない。 また、令和2年度の補助金交付申請書には、同年度の活性化機構の収支予算書が添付されており、ハートブル事業のうち公益目的事業会計に計上されている福利事業については3,556,000円（同年度の収支計算書では、2,770,765円）の赤字、収益事業等会計に計上されている給付金事業の収支差額は0円とされている。この点について、本件職員に対する人件費補助金を含む尼崎市からの補助金は、福利事業及び給付事業の収益としては計上されていないことからすると、ハートブル事業への事業補助として、本件職員の管理職手当を除く人件費全額（年間合計7,399,389円）を補助することについて相当性が認められるのか疑問がある。 なお、そもそも本件職員が令和2年度もハートブル事業の業務に従事していること自体、令和2年度の本補助金の決裁文書によって確認できないことは上述のとおりであり、補助金額の相当性の審査及び本補助金の効果検証の審査を適切に行うためにも、本件職員の担当業務や活動内容について具体的に説明を求めるべきである。	平成21年度より財団法人尼崎市勤労者福祉協会の解散に伴い、ハートブル事業と従事する職員1名（旧勤労福祉協会職員）を引き継いだことによる人件費補助（プロパー職員1名分）を行ってきたが、令和3年度に包括外部監査での指摘を受けて、補助開始から10年以上経過していることや会員数の減による事務量の減等から総合的に判断した結果、令和6年度から人件費補助を廃止した。	改善済	尼崎地域産業活性化機構から提出された報告書をもとに令和6年度以降は、人件費補助廃止の方向で具体的に検討を進めている。	令和4年2月24日
R3	教育委員会事務局	スポーツ推進課	168	意見	91	尼崎市体育協会補助金 【意見91】利益相反のおそれ（事務局体制） 尼崎市は、補助金交付申請を行う体育協会の事務局職員と、実質的な補助金交付決定者が同一人となっていることで、本補助金について実質的に審査機能が働かない状況が生じているため、ほぼ市のスポーツ推進課職員のみで構成されている体育協会の事務局体制を市の外部者に変更すべきである。	本補助金の交付手続の窓口は市のスポーツ推進課が担当しており、体育協会の事務局5名の事務局のうち、4名を市の職員が担い、そのうち3名がスポーツ推進課の所属、もう1名が管轄部の部長という状況にある。 このような状況では、補助金交付申請手続を実際に行う事務局職員と市の補助金交付決定者が実質的には同一人となっているといわざるを得ず、本補助金について実質的に審査機能が働かない、いわゆる「お手盛り」の防止が困難な状況となっている。 よって、体育協会の事務局体制を市の外部者に変更し、補助金の交付事務において適正なチェック機能を働かせる必要がある。 なお、体育協会の事務局は、地方公務員の職務ではないため、市の職員が体育協会の業務を行う場合は職務免除の手続を行う必要があると考えられるが、職務免除の手続はとられていないとのことである。 さらに、体育協会の事務局設置場所は、教育委員会事務局内にあるが、目的外使用許可申請は行っていないとのことであるので、使用実態を再度検証したうえで、目的外使用許可の申請について検討する必要もある。	尼崎市体育協会は、市と協働して事業を実施するなど本市のスポーツ振興全般に深く関わっているため、当該協会の事務局業務は公共性・公益性が高く、また、当該協会の業務と市の業務との区別を明確にすることは困難であることから、これ単独でなく、本市スポーツ施策全体の視点で検証を行う必要があり、今後も引き続き、関係各所とも協議しながら現状の検証及び対応について検討を進めていく。	検討中	本市のスポーツ振興は、尼崎市体育協会と市が協働して事業を実施するなど、連携して取り組んでいる。 そのため、当該団体の事務局業務は公共性・公益性が高く、また、団体の業務と市の業務との区別を明確にすることは困難であることから、パートナーシップに基づく役割分担として本市が事務局業務を担っている。 しかしながら、現在の事務のあり方に係る検証の必要性は認識しており、今後も引き続き、関係各所とも協議しながら対応について検討を進めていく。	令和4年2月24日
R3	教育委員会事務局	学校教育課	170	意見	93	英語検定料補助金 【意見93】補助金の効果測定 尼崎市は、本補助金の効果を適切に評価できる指標を設定し、定期的にその効果を検証したうえで、当該補助金に係る事業を継続する必要性及び補助金額の相当性について検討されたい。	補助金の評価指標は、受験者数によっているところ、英検受験者数は令和2年度のCOVID-19の影響を除けば、年々増加傾向にあるものの、「英語力の向上心を高め、自ら学習する意欲を高める」あるいは「英語を使ったコミュニケーションの充実を図り、尼崎市の生徒の英語力の向上を推進する」ことを目的とする本補助金の評価指標として、受験者数の増減のみでは必ずしも十分でない。 例えば、補助対象となった生徒の合格率を加味するなど、目的に応じた指標の再設定が必要であると考える。	英語検定への補助事業については令和6年度をもって廃止し、英語を活用したコミュニケーション能力の育成に焦点を絞り、事業を実施していくこととする。	改善不可能	英語検定は年間3回実施されているが、本事業では10月実施の第2回のみ補助を実施している。そのため毎年全検定級において受験する生徒や人数などの母数変動することから、合格率を加味することは困難である。 一方、受験者数はコロナ禍の影響のあった令和2年度を除いて増加傾向にある。英検取得者は高校入試で優遇されることもあり、受験者数の増加は生徒の英語への意欲・関心が高まってきたこととの関連性が高いと考えられる。 また、文部科学省は中学校卒業段階において、英検3級相当以上の英語力を目標としていることから、教員にとっても生徒の英語力の状況を把握し、指導に活かすことができるため有効であると考えている。 上記の理由から、本事業は、教育振興基金の活用として相応しい事業であり、合格率を加味できない以上、引き続き受験者数を指標としていくこととするが、他により適切な指標が設定できないか、検討を重ねていく。	令和4年2月24日
R3	こども青少年局	保育管理課	175	意見	95	幼稚園型一時預かり事業補助金 【意見95】補助金の適正使用（実地調査の検討） 尼崎市は、幼稚園型一時預かり事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園に対して、実績報告書の信憑性を確保するとともに、不正受給に対する抑止力を高める観点から、実地調査を実施することが望ましい。	現状において、実績報告時に提出を求めている、「一時預かり実施状況報告書」等の書類は、事実上は幼稚園等の自己申告であり、その信憑性が十分担保されているとは認められないことから、不正受給に対する抑止力を高めるという観点からも、実地調査を実施することが望ましい。	幼稚園型一時預かり事業も含め、施設型給付費の確認監査の実施に向けて、その監査手法や実施体制などの点について前年度から継続して検討を行っているところである。	検討中	確認監査の実施に向け、対応を協議しているところであるため、幼稚園型一時預かり事業についても併せて対応を検討している。	令和4年2月24日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

指摘 年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6. 9. 30時点】（所管課回答）	措置 状況	令和5年度公表文	監査結果 報告日
R2	都市整備局	道路維持担当	114	意見	19	【阪神尼崎駅前駐車場】 阪神尼崎駅前駐車場は老朽化が進行しているが、中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。	阪神尼崎駅前駐車場は、利用台数は安定している状況であるが、施設の老朽化が進行している状況となっている。 しかしながら、今後の施設のあり方が決定されておらず、施設長寿命化及び費用負担の平準化の観点からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。 大規模改修等は一時に多額の資金支出となることから、財政状況にあたる影響は多大なものとなる。費用負担の平準化の観点から、中長期にわたる大規模改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新を進める必要がある。	公共施設マネジメント計画において、施設の老朽化等の情報を基に施設評価を行っていくこととしているが、阪神尼崎駅前駐車場については、詳細な老朽化調査が実施されておらず施設評価が行えないことから、令和6年度に老朽化調査及び修繕修繕計画を策定し、今後の維持管理にかかる費用の算出の実施を予定。 令和6年度の成果を基に公共施設マネジメント計画に沿って、今後の施設の方向性を検討していく。	検討中	令和4年度に行った構造及び設備関係の調査業務より長期修繕計画の策定を行っていたが、構造部において損傷が認められたため、令和6年度において別途構造部の詳細調査を行いその結果を盛り込んだ修繕計画の策定を行う。	令和3年2月22日
R2	都市整備局	放置自転車対策担当 ※R6からは道路整備担当	123	意見	23	【駅前駐輪場】 自転車等駐車場は老朽化が進行しているが、中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。	自転車等駐車場（一部）は、利用台数が低迷している状況にあり、また施設の老朽化が進行している状況となっている。 しかしながら、今後の施設のあり方が決定されておらず、施設長寿命化及び費用負担の平準化の観点からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。 大規模改修等は一時に多額の資金支出となることから、財政状況にあたる影響は多大なものとなる。費用負担の平準化の観点から、中長期にわたる大規模改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新を進める必要がある。	市内自転車駐車場については、人口減少が見込まれる状況の中、自転車保有台数の減少も考えられることから、本市の自転車駐車場の全体的な方針や今後のあり方検討を行う必要があるとともに、施設の長寿命化計画の策定も検討する必要がある。 そこで、令和6年3月に策定した「尼崎市総合交通計画」に基づきシェアサイクル・レンタサイクルの促進などの自転車まちづくりの方針や、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に基づき施設の統廃合、予防保全、効率的な運用方針を含め、今後のあり方をとりまとめた「（仮称）尼崎市自転車駐車場の方針」の検討を進めている。 また、施設の長寿命化計画については、当方針を踏まえて耐用年数及び設置年月日、施設の老朽化度合などから点数付けを行い、計画的な改修を図るための検討を進める予定としている。	検討中	監査の対象となったJR立花駅自転車駐車場及び武庫之荘駅第1自転車駐車場については、建替え等が必要になってくるが、代替地の確保や武庫川新駅設置に伴う施設利用者の動向の変化を勘案し施設のあり方を検討する必要がある。併せて大規模改修等の計画策定についても検討する。	令和3年2月22日
R2	都市整備局	河港課	127	意見	25	【水路】 市内水路は老朽化が進行しているが、中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。	市内指定水路は、施設の老朽化が進行している状況となっている。現状の改善や水路の可否を検討するために調査を、現在すすめているところであり、長寿命化及び費用負担の平準化の観点からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。 指定水路の改修等は一時に多額の資金支出となる可能性があることから、財政状況に与える影響は多大なものとなる。指定水路の調査結果を見極め、費用負担の平準化の観点から、中長期にわたる大規模改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新を進める必要がある。	各水路の存廃を含む方針について、市域を4つのエリア（南西部、南東部、北東部、北西部）に分割し、これまで検討を進めてきており、北西部以外の方針まで概ね確定させている。残る北西部の検討を進めていき、最終的に残存させることとした水路については、計画的な改修・更新を行うための計画を含め、水路網再編計画を策定する予定である。	検討中	関連部署の意見を取りまとめて各水路の存廃を含む方針について議論する庁内会議を令和3年度に設置した。 市域をエリア①（南西部）、エリア②（南東部）、エリア③（北東部）、エリア④（北西部）の4つのエリアに分割し、令和4年度までにエリア①②はほぼ方針が確定した。 引続き、残りのエリアについても議論を進めていき、残存する水路については、計画的な改修・更新を行っていくための更新計画を含めて水路網再編計画を策定する予定としている。	令和3年2月22日
R2	都市整備局	河港課	128	意見	26	【水路】 不法占拠の解消を推進されたい。	不法占拠への対応として、占拠物件の老朽化による建替え時に対応するような消極的な対応しかできない状況となっている。 他の市民との公平を図るとともに適切な財産管理を図るため、不法占拠の解消を推進する必要があると考える。不法占拠の解消を進めるために、継続的な不法占拠解消に向けた取組とともに、今後の不法占拠の増加防止に向けた取組を続けられたい。	令和5年度において、大庄北2丁目の一部の地権者と、令和5年1月30日に境界を遵守することを協議した。引続き、地権者と協議し、是正できるよう取組む。	検討中	大庄北2丁目の一部の地権者と、令和5年1月30日に境界を遵守することを協議した。引続き、地権者と協議し、是正できるよう取組む。	令和3年2月22日
R2	都市整備局	公園維持課	135	意見	28	【フィールド公園等】 施設運営者の選定には、広く民間ノウハウの活用をし、施設の維持管理コストの低減を図るため、公募により運営事業者を決定することが望ましい。	公園運営のノウハウを持つ事業者は他にも存在すると考えられ、特定の者に随意契約により公園運営を委託することに合理性はないことから、公募により公園運営事業者を決定することが望ましいが、現在は非公募による随意契約での締結となっている。 民間ノウハウを活用し、利用者の満足を図ること・管理コストの削減を図るため、施設運営については、公募による指定管理者制度の導入もしくはプロポーザルにより運営事業者を決定することが望ましい。	フィールド公園等に係る施設運営者の選定について、業務の使用の範囲や内容の検証を行っており、現在の運営者である公益財団法人尼崎緑化公園協会との関係性も含め、あるべき姿を検討しているところである。	検討中	フィールド公園等に係る施設運営者の選定については、業務の使用の範囲や内容の検証を行ったものの、現在の運営者である公益財団法人尼崎緑化公園協会との関係性もあることから、いまだ改善には至っていない、同協会との関係性も含め、あるべき姿を検討しているところである。	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度>監査テーマ：財務管理事務の執行状況について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6. 9. 30時点】（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
R2	都市整備局	公園維持課	143	意見	30	【記念公園】 記念公園の指定管理者の選定には、広く民間ノウハウを活用し、施設の維持管理コストの低減を図るため、公募により運営事業者を決定することが望ましい。	体育館施設等運営のノウハウを持つ事業者は他にも存在すると考えられ、特定の者に随意契約により公園運営を委託することに合理性はないことから、公募により記念公園の指定管理者を決定すべきところが、非公募により選定されている。 民間ノウハウを活用し、利用者の満足を図ること・財産管理コストの削減を図るため、施設運営については、公募による指定管理者制度の導入もしくはプロポーザルによる運営委託方式により運営事業者を決定することが望ましい。	少子高齢化の進行やコロナ禍を経る中、行政のスポーツ施策に対しては、健康づくりや介護予防といったより公益性の高い取組への社会的要請が高まっている。今後スポーツ施策の一層の充実を図り、市民サービスを向上させていくためには、こうした事業の充実や、施設の効用の向上が必要である。 一方で、これらの事業は、市との強力なパートナーシップの下、地域や学校をはじめとする多様な主体との調整や、高度な企画力、十分な実行力が求められるのであり、市の効果的・効率的に推進できるのはスポーツ振興事業団を置いて他にない。 一方、施設の効用の向上を図るに当たっては、競争原理を活用することも一つの手段であるが、今後スポーツ施策の更なる充実を図っていくに当たっては、事業実施と施設の維持管理を一体的に行うことが有効であると考ええる。他都市においては、これらを切り離し施設維持管理を公募したことにより、新たな事業展開が図りにくくなっている事例も見られた。 これらのことから、今後も引き続きスポーツ振興事業団を非公募で選定し、市と一体となって、効果的なスポーツ施策の推進を図っていく。	検討中	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。 このことは「指定管理者制度運用ガイドライン」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。 また、市が策定した「外郭団体等への派遣・斡旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体（分類Ⅰ）」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。 現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても引き続き検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。	令和3年2月22日
R2	都市整備局	公園維持課	144	意見	31	【記念公園、有料公園、魚釣り施設】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。 広く民間事業者からの募集を図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組み（利用料金制）を採用する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	記念公園については、本市外郭団体との関係性の見直しと合わせて指定管理業務の範囲の見直しを行うこととしており、現時点においては、当面、現指定管理者である尼崎市スポーツ振興事業団と本市との関係性の検討が先決となっている。 また、有料公園については、小田南公園を除き、当面の間、再整備の予定がないことから、指定管理業務の範囲に変更がないため、指定管理者にとって魅力的な制度とする素材に乏しい状況にある。 なお、魚釣り施設については、平成22年度から既に利用料金制を導入し、安定した運営がなされている。また、前回(令和2年度)の選定の際には、現在の指定管理者ともう1社応募する予定であったが、その1社が現地説明会の事前申込みを行わなかったために応募できなかったものである。今年度に令和7年度からの指定管理者の選定を行うが、今回は複数の応募があるのではないかと見込んでいる。	検討中	記念公園については、本市外郭団体との関係性の見直しと合わせて指定管理業務の範囲の見直しを行うこととしており、現時点においては、当面、現指定管理者である尼崎市スポーツ振興事業団と本市との関係性の検討が先決となっている。 また、有料公園については、小田南公園を除き、当面の間、再整備の予定がないことから、指定管理業務の範囲に変更がないため、指定管理者にとって魅力的な制度とする素材に乏しい状況にある。 なお、魚釣り施設については、平成22年度から既に利用料金制を導入し、安定した運営がなされている。	令和3年2月22日
R2	都市整備局	公園維持課	148	意見	34	【武庫川河川敷、稲川河川敷、葦川河川敷、芦原公園、稲川公園、上食満公園、北難波公園、千歳公園】 不法占拠の解消を推進されたい。	不法占拠への対応として、撤去指導という消極的な対応しかできない状況となっている。 他の市民との公平を図るとともに適切な財産管理を図るため、不法占拠の解消を推進する必要があると考える。不法占拠の解消を進めるために、継続的な不法占拠解消に向けた取組みとともに、今後の不法占拠の増加防止に向けた取組みを続けられたい。	監査結果報告書の対象となっている不法占拠物件のうち芦原公園、上食満公園及び千歳公園については、令和5年度までの間で不法占拠の状態を解消することができた。これら以外の猪名川・葦川河川敷、武庫川河川敷、稲川公園及び北難波公園については、対象者に指導を行い、不法占拠の解消に向けて取組を進めているところである。令和6年度に関しても、不法占拠者に折衝を試みているが、対応拒否されている。引き続き、解消に向けた取り組みを進めて行く。	検討中	監査結果報告書の対象となっている不法占拠物件のうち芦原公園、上食満公園及び千歳公園については、令和5年度までの間で不法占拠の状態を解消することができた。これら以外の猪名川・葦川河川敷、武庫川河川敷、稲川公園及び北難波公園については、対象者に指導を行い、不法占拠の解消に向けて取組を進めているところである。	令和3年2月22日
R2	経済環境局	商業観光課	192	意見	41	【旧尼崎警察署】 旧尼崎警察署は、尼崎城周辺地域の文化的価値のある旧施設であることから、地域住民の要望を考慮しつつ、さらなる地域活性化のための活用を検討されたい	尼崎城及び周辺整備に際して、文化的価値のある旧尼崎警察署が活用されるべきであったと考えられるが、耐震基準を満たしておらず、また、設備整備も必要となり多額の支出が必要となることから、現在は閉鎖されたままの状況となっている。 尼崎城及び歴史博物館から近く、文化振興の拠点としてはふさわしい施設と考える。城内地区としての都市再生整備計画の更新時において、市民の要望を考慮しつつ活用（利用や売却）について改めて検討された。	旧尼崎警察署の建屋は、「尼崎版観光地づくり推進指針」における重点取組地域内に位置し、兵庫県内では唯一の完全な形で残る戦前期の警察署庁舎であるなど、文化的価値の高いものであるが、耐震性の不足や消防設備等の未設置・多額の対処費用の問題等により閉鎖している。今後は、阪神タイガースファームの移転やユニチカ記念館の保存・活用など、阪神尼崎駅周辺を含めたエリア全体での他事業の状況や財政状況等を注視することとし、一定の環境が整った段階で改めて検討する。	検討中	旧尼崎警察署の建屋については、建設から約1世紀が経過しており、また、阪神・淡路大震災の被災により構造の安全性が担保できていない状況にある。他方で、観光の重点取組地域である阪神尼崎駅周辺地域においては、文化的価値のある旧尼崎警察署建屋を活用することは非常に有意義であると考えられており、そのためにも、旧尼崎警察署建屋の耐震基準を満たすことなどの建築基準法、消防法といった各種法令に適合させるとともに、安全性やバリアフリー化など様々な課題に対処する必要があると考えている。こういった課題に対処するためには、多額の費用が必要となることが想定されていることから、これらの費用の捻出手段として、現時点では、クラウドファンディングなどの手法について研究することとしている。	令和3年2月22日

令和元年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和元年度>監査テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

指摘 年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6. 9. 30時点】（所管課回答）	措置 状況	令和5年度公表文	監査結果 報告日
R1	教育委員会事務局	就学前教育課	107	意見	9	公立幼稚園の保護者の要望として、給食の実施および3年保育の実施があるが、現状は実施の検討ができていないため、利用者要望への対応について、可否や対応方法の検討が望ましい。	他都市の事例を分析するとともに、市での導入のメリット・デメリットを明らかにしたうえで、今後の対応について決定されたい。	官民幼保の就学前教育施設における教育内容等の充実策や連携方法、更には、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、その方向性や取組等を示す「尼崎市就学前教育ビジョン」を令和6年2月に策定した。 「尼崎市就学前教育ビジョン」では、尼崎市が目指す就学前教育の取組として3つの柱（1.就学前教育の質の向上 2.インクルーシブ教育の推進 3.幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続）の推進と、3つの柱を推進するための幼児教育アドバイザーの配置を、また、市立幼稚園の運営体制としては、3年保育の実施（大島・立花・塚口・園田 ※武庫・園和北は2年保育）、一時預かり事業の時間延長、支援が必要な幼児の受入人数の拡充等の充実策（令和8年度より実施）や、竹谷・長洲・小園の3園の廃園（令和8年度末に廃園）等について示している。 なお、運営に係る費用や体制の整備等が必要である給食の実施については、令和8年度に市立幼稚園の事業拡充や再配置を予定しており、早急に実施することは困難であるが、保護者や地域のニーズがあるため、今後も引き続き検討を行っていく。	検討中	官民幼保の就学前教育施設における教育内容の充実策や連携方法、さらには、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割や少子化を見据えた効果的・効率的な運営体制等について、その方向性や取組等を示す「尼崎市就学前教育ビジョン」の策定を進めているところである。 「尼崎市就学前教育ビジョン」については、令和5年11月に当該素案の公表を行い、市民意見公募手続を終え、現在、当該案の公表準備を進めているところである。 なお、当該素案では、今後尼崎市が目指す就学前教育の取組としての3つの柱（就学前教育の質の向上、インクルーシブ教育の推進、幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続）や市立幼稚園の運営体制（特別な支援が必要な子どもの受入人数の拡充、3年保育の実施、一時預かり事業の拡充、廃園（3園を予定）等）について示しており、さらに運営に係る費用や体制の整備等が必要である給食の実施については、早急に実施することは難しいが、保護者や地域のニーズがあることは認識しているため、今後も、引き続き、検討を行う。	令和2年2月21日
R1	子ども青少年局	児童課	135	意見	14	【児童ホーム運営事業費】 “児童ホーム”および“こどもクラブ”の運営方式について、様々な運営方式における市のメリット・デメリットを明らかにし、今後の運営方針のあり方に関する検討を行うことが望ましい。	他都市の児童ホームおよびこどもクラブの運営方式の事例を分析するとともに、市にとっていかなる運営方式の変更ももたらすメリット・デメリットを明らかにし、いかなる運営方式が最適であるか議論を進められたい。また、この検討結果を事務事業シートに記載されることが望ましい。	本市においては、児童ホームには、各小学校にコーディネーター（責任者）を配置し、併設の「こどもクラブ」と連携した一体的な運営を行っており、業務委託等を行った場合、一体的な運営が損なわれることから、現行の質の維持が困難であると考えられる。 また、①他都市の事例では、これまで任用してきた指導員（会計年度任用職員）について、本市と同等の給与等の処遇を保障した上で、委託先での継続雇用を担保する措置を講じていること、②現在、労働者派遣を活用しているが、その単価は会計年度任用職員の単価を上回っていることから、業務委託等を行っても、運営コストの削減にはつながらないことが想定されるなど、委託化によるメリットである経費削減にはつながらず、デメリットが上回ることから、令和6年度以降について引き続き当面直営による運営とする。	検討中	本市においては、児童ホームには、各小学校にコーディネーター（責任者）を配置し、併設の「こどもクラブ」と連携した一体的な運営を行っており、業務委託等を行った場合、一体的な運営が損なわれることから、現行の質の維持が困難であると考えられる。 また、①他都市の事例では、これまで任用してきた指導員（会計年度任用職員）について、本市と同等の給与等の処遇を保障した上で、委託先での継続雇用を担保する措置を講じていること、②現在、労働者派遣を活用しているが、その単価は会計年度任用職員の単価を上回っていることから、業務委託等を行っても、運営コストの削減にはつながらないことが想定される。 以上のような課題があるほか、採用活動や労働者派遣活用により欠員状況も改善傾向にあることから、直営による運営方式を維持するが、定年制廃止による指導員の高齢化や年齢構成の不均衡等の課題があり、将来的な労働力の不足や児童数の減少を踏まえた最適な業務執行体制についての検討は引き続き行っていく。	令和2年2月21日
R1	子ども青少年局	児童課	138	意見	15	【児童育成環境整備事業費】 “児童ホーム”および“こどもクラブ”の運営方式について、様々な運営方式における市のメリット・デメリットを明らかにし、今後の運営方針のあり方に関する検討を行うことが望ましい。	他都市の児童ホームおよびこどもクラブの運営方式の事例を分析するとともに、市にとっていかなる運営方式の変更ももたらすメリット・デメリットを明らかにし、いかなる運営方式が最適であるか議論を進められたい。また、この検討結果を事務事業シートに記載されることが望ましい。	本市においては、こどもクラブには、各小学校にコーディネーター（責任者）を配置し、併設の「児童ホーム」と連携した一体的な運営を行っており、業務委託等を行った場合、一体的な運営が損なわれることから、現行の質の維持が困難であると考えられる。 また、①他都市の事例では、これまで任用してきた指導員（会計年度任用職員）について、本市と同等の給与等の処遇を保障した上で、委託先での継続雇用を担保する措置を講じていること、②現在、労働者派遣を活用しているが、その単価は会計年度任用職員の単価を上回っていることから、業務委託等を行っても、運営コストの削減にはつながらないことが想定されるなど、委託化によるメリットである経費削減にはつながらず、デメリットが上回ることから、令和6年度以降について引き続き当面直営による運営とする。	検討中	本市においては、こどもクラブには、各小学校にコーディネーター（責任者）を配置し、併設の「児童ホーム」と連携した一体的な運営を行っており、業務委託等を行った場合、一体的な運営が損なわれることから、現行の質の維持が困難であると考えられる。 また、①他都市の事例では、これまで任用してきた指導員（会計年度任用職員）について、本市と同等の給与等の処遇を保障した上で、委託先での継続雇用を担保する措置を講じていること、②現在、労働者派遣を活用しているが、その単価は会計年度任用職員の単価を上回っていることから、業務委託等を行っても、運営コストの削減にはつながらないことが想定される。 以上のような課題があるほか、採用活動や労働者派遣活用により欠員状況も改善傾向にあることから、直営による運営方式を維持するが、定年制廃止による指導員の高齢化や年齢構成の不均衡等の課題があり、将来的な労働力の不足や児童数の減少を踏まえた最適な業務執行体制についての検討は引き続き行っていく。	令和2年2月21日

令和元年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和元年度>監査テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

指摘 年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6. 9. 30時点】（所管課回答）	措置 状況	令和5年度公表文	監査結果 報告日
R1	こども青 少年局	こども福 祉課	171	意見	37	【交通遺児激励事業費】 激励金等の適正支給を測る指 標としては、「認定件数/申請 者数」より「認定件数/交通遺 児数」など他の指標とするか どうかの検討されることが望 ましい。	事業成果である交通事故によって打撃を受けた遺児に対する支援を的確に評価するためには、現在の目標指標（「認定件数/申請者数」）から「認定件数/交通遺児数」に変更することが望ましい。なお、交通遺児数の正確な把握が困難な場合には、市内で発生した交通事故等一定の条件を付け加えることが考えられる。また、仮に目標値を設定しない（できないと判断する）場合には、どのような場合に目標値を設定しないことを許容するのかについて、市として明確な方針を定めることが望ましい。	交通遺児数の把握は、交通遺児の関係する事故件数等が公表されていないこと及び高度な個人情報を公安委員会や医療機関等へ本人等の同意なく照会することは現実的ではなく目標値の母数として設定することは困難である。また、「市内で発生した事故等」の条件も検討したが、当該事業は事故現場を市内に限定しないことから指標として適切ではなく、現在の「認定件数/申請者数」がもっとも妥当な指標であると判断した。	見解の相 違	交通遺児数や交通遺児が関係する事故数は、公表されておらず、高度な個人情報であることから公安委員会等や医療機関等の聴取も現実的ではなく、目標値の母数として設定することは困難と思われる。 また、交通事故件数が減少傾向である中、児童扶養手当等ひとり親支援制度が制度開始当初より拡充されていることから、制度の見直しを含めた形で制度の在り方を含め検討する。	令和2年2月21日
R1	こども青 少年局	こども福 祉課	181	意見	41	【あまがさきキッズサポー ターズ支援事業費】 各施設の利用者属性に応じて サービスの提供を行うことが 望ましい。	より多くの子育て世帯が利用できるように、利用者に対して各施設共通のアンケートを行い、施設ごとの利用者属性を把握することが望まれる。これにより、各施設に応じたサービスが提供でき、各施設の利用者の満足度を高めることに役立てることができると考える。	包括外部監査の指摘をうけ、令和5年度に施設ごとの利用者属性を把握するための各施設共通のアンケートを実施した。その結果を事業者にフィードバックすることで各施設毎の利用者に応じた講座・イベントのさらなる充実を促進し、今後のより良い子育て支援の実施に努めた。	改善済	令和5年度における新型コロナウイルス感染症の影響は近年と比較すると小さくなっているため、施設ごとの利用者属性を把握するための各施設共通のアンケートを実施しているところである。結果を把握し、今後のよりよい子育て支援につなげていく。	令和2年2月21日
R1	こども青 少年局	こども福 祉課	182	意見	42	【あまがさきキッズサポー ターズ支援事業費】 つどいの広場運営の委託先選 定について、複数の候補者が 出た場合には公募等により決 定することが望ましい。	契約の透明性を確保する観点から、施設運営の委託先の選定方法は公募を採用することが望ましい。また、公募への応募事業者数が少ない場合は、仕様書の見直しを検討することが望ましい。	令和6年度における本件事業の委託先は、前年度に引き続き、初回の契約を公募に基づき選定した後、子育て中の親子の利用実績は良好であること、また、委託先が誠実に業務を履行し、継続して委託することで効果的な事業の運営が期待できることから、初回の契約の相手方と同じ事業者としている。その一方で、契約の透明性を確保する観点から、施設運営の委託先を公募により選定する方法が望ましいことから、委託先の変更による定着した利用者の混乱を考慮するとともに、より良い子育て援助活動支援事業サービスを提供するための今後のあり方を研究し、公募も含め新たな事業者が参入をしやすく透明性を担保した委託先の選定方法を検討していく。	検討中	現時点の委託先は、初回は公募に基づき選定しており、子育て中の親子の利用実績は良好であること、また、委託先が誠実に業務を履行し、継続して委託することで効果的な事業の運営が期待できることから、以降は随意契約により契約を継続している状況である。その一方で、契約の透明性を確保する観点から、施設運営の委託先を公募により選定する方法が望ましい。したがって、各施設ごとの利用者の属性を把握し、委託先の変更による定着した利用者の混乱を考慮する中で、より良い子育て援助活動支援事業サービスを提供するための今後のあり方を研究し、公募も含め新たな事業者が参入をしやすく透明性を担保した委託先の選定方法を検討していく。	令和2年2月21日
R1	こども青 少年局	こども福 祉課	188	意見	47	【母子家庭等地域生活支援事 業費】 利用者の利便性を考慮し、複 数名の弁護士への依頼や土 日・夜間の開催の検討が望ま れる。	本件事業が属人的になっていることを緩和するため、また、事業継続性を確保するため、公募により別の弁護士も活用することの検討が望まれる。また、母子家庭という事情を考慮して、可能であれば夜間や土日に相談会や電話相談の結果報告を夜間や土日に行うことを検討されたい。	令和7年度より県弁護士会の推薦等により新たに弁護士を選任する。 また、相談については母子家庭に限定しているものではなく、相談内容は離婚前に相談の割合が多い状況にある。弁護士による相談を行う前に実施している母子父子自立支援相談員による面談の中において、土日・夜間の開催を望む声はない。	改善済	現在の担当弁護士は、担当している本件事業に係る相談案件が複数年にわたって継続しているものもあり、公募による新たな担当弁護士との交代が難しい状況にある。 また、相談会については、夜間や土曜日又は日曜日もを含め、相談者が利用しやすい事業の在り方を検討する。	令和2年2月21日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度>監査テーマ：委託契約に関する財務事務の執行について

指摘 年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6.9.30時点】（所管課回答）	措置 状況	令和5年度公表文	監査結果 報告日
H29	都市整備局	公園維持課	181	意見	52	一者随意契約の見直し	地方公共団体が委託先を選定する場合には、不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則とされており、「指名競争入札」や「随意契約」は、例外的な取扱いとして認められている。 委託先を選定に当たり競争性を機能させ、事業の経済性を確保する観点からは、原則どおり入札の徹底が望まれ、やむを得ず、随意契約による場合であっても、プロポーザル方式によるか、少なくとも複数見積書の徴取の徹底が望まれる。 しかし、当該委託業務においては、公益財団法人尼崎緑化公園協会との一者随意契約が継続しており、複数見積書の徴取も一部の業務についてのみとなっているため、競争原理が働いていない状況である。このため、委託料の金額の適切性の検証ができていない。また、一部の業務については3者の相見積をとっているものの、一番低い相手先の金額ではなく、3者の平均を予定価格として、契約金額を決定してしまっている。 所管課によると一者随意契約を行っている論拠は以下のとおりである。 「各公園で活動している市民ボランティアとの協働による花壇管理やイベントの開催など、より多くの市民が花や緑に関心や知識を高められるよう緑化普及啓発事業を行うことが本業務に含まれており、その目的・性質が競争入札に適さない。また、昭和27年に設立された公益財団法人尼崎緑化公園協会は、設立以来本市の緑化普及活動を担っており、高度な園芸知識と様々な緑化関係団体との繋がりを持つ本市が出資している公益財団法人であり、当該委託業務が公益財団法人尼崎緑化公園協会の設立趣旨に合致しているため、このため『委託業務の性質又は目的が競争入札に適しないもの』（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当し、一者随意契約を継続している。」 しかし「随意契約ガイドライン」の2号随意契約の要点に「単に、『業務内容を熟知しており信用度が高いこと』『当該業務に精通していること』等のみをもって当該契約者を限定していないか」の記載があることから、当該委託業務のうち、少なくともフィールド公園等における通常の維持管理（除草、清掃、剪定等）については、一者随意契約を容認する要件には該当せず、民間への委託は可能であると考える。 現在の状況が継続すると、一者随意契約が継続的に行われることにより、競争原理が機能せず、委託料が高止まりとなるおそれがある。したがって、少なくとも施設の維持管理業務を委託する業者の選定については、業者の選定に競争性を確保し、経済性確保への努力が望まれる。	フィールド公園については、今後も施設の管理業務、緑化啓発事業、公園保護育成事業を一体的に行うこととしているものの、指摘にあるように、さらなる経費の削減と住民サービスの向上を図ることを目的に、指定管理者制度等を導入するよう引き続き検討を進めている。令和5年度についても市と尼崎緑化公園協会との間で協議を行ったが結論出るまでには至っていない。	検討中	フィールド公園については、今後も施設の管理業務、緑化啓発事業、公園保護育成事業を一体的に行うこととしているものの、指摘にあるように、さらなる経費の削減と住民サービスの向上を図ることを目的に、指定管理者制度等を導入するよう引き続き検討を進めている。	平成30年2月23日
H29	教育委員会事務局	スポーツ推進課	301	意見	55	一者随意契約の見直し	地方公共団体が委託先を選定する場合には、不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則とされており、「指名競争入札」や「随意契約」は、例外的な取扱いとして認められている。 委託先を選定に当たり競争性を機能させ、事業の経済性を確保する観点からは、原則どおり入札の徹底が望まれ、やむを得ず、随意契約による場合であっても、プロポーザル方式によるか、少なくとも複数見積書の徴取の徹底が望まれる。 しかし、当該業務委託においては、外郭団体である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団との一者随意契約が継続しており、複数見積書の徴取もされていないため、競争原理が働いていない状況である。このため、委託料の金額の適切性の検証ができていない。 一者随意契約が継続している理由は所管課によると、一者随意契約を行っている論拠は以下のとおりである。 「本市の出資団体である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、これまで本市と一体となって、本市のスポーツの推進に取り組んできており、本市のスポーツ推進に大きく寄与している。トレーニング指導業務は、ベイコム総合体育館内のトレーニング室において、トレーニング室利用者に指導を行うことにより、市民がより効果的にトレーニングができるようにしようとしているものであり、本市のスポーツ推進事業の一環として、尼崎市スポーツ振興事業団が他の事業と合わせ行うことにより、より効果的に事業を推進できるものと考ええる。また、トレーニング指導業務は、ここ数年その実績は増加傾向にあり、良好な実績を残している。以上ことから、平成28年度も引き続き尼崎市スポーツ振興事業団にトレーニング指導事業を委託することにより、当該事業を含めた本市スポーツ推進事業を効果的に運営しようとするものである。」とのことである。 本業務委託は、国、地方公共団体その他の公法人及び市が出資している公益法人並びにこれらに準ずる団体との契約（尼崎市契約事務規程第3条第2項第13号「資産統括局長が適当と認める契約」の取扱いを通知している「総務局長通知（平成21年2月16日尼契第6770号）」別紙のⅡ4）に該当するため、一者随意契約を継続している。 しかし、「随意契約ガイドライン」の2号随意契約の要点に「単に、『業務内容を熟知しており信用度が高いこと』『当該業務に精通していること』等のみをもって当該契約者を限定していないか」の記載があることから、当該委託業務については、他の自治体において同様の業務がプロポーザル方式により公募されていることから、一者随意契約を容認する要件には該当せず、民間への委託は可能であると考える。 現在の状況が継続すると、一者随意契約が継続的に行われることにより、競争原理が機能せず、委託料が高止まりとなるおそれがある。したがって、業者の選定については、競争性を確保し、経済性確保への努力が望まれる。	少子高齢化の進行やコロナ禍を経る中、行政のスポーツ施策に対しては、健康づくりや介護予防といったより公益性の高い取組への社会的要請が高まっており、今後スポーツ施策の一層の充実を図り、市民サービスを向上させていくためには、こうした事業の充実や、施設の効用の向上が必要である。 一方で、これらの事業は、市との強力なパートナーシップの下、地域や学校をはじめとする多様な主体との調整や、高度な企画力、十分な実行力が求められるのであり、市の効果的・効率的に推進できるのはスポーツ振興事業団を置いて他にない。 また、施設の効用の向上を図るに当たっては、競争原理を活用することも一つの手段であるが、今後スポーツ施策の更なる充実を図っていくに当たっては、事業実施と施設の維持管理を一体的に行うことが有効である。他都市においては、これらを切り離し施設維持管理を公募したことにより、新たな事業展開が図りにくくなっている事例も見られた。 これらのことから、今後も引き続きスポーツ振興事業団を非公募で選定し、市と一体となって、効果的なスポーツ施策の推進を図っていく。	検討中	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。 このことは「指定管理者制度運用ガイドライン」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。 また、市が策定した「外郭団体等への派遣・斡旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体（分類Ⅰ）」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。 現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても引き続き検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。	平成30年2月23日
H29	都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	189	意見	56	特定の業務の履行を目的として設立された外郭団体への委託に関する対応方針の検討・明文化	当該委託業務においては、市の外郭団体である公益財団法人尼崎緑化公園協会との一者随意契約が継続している。 所管課は、市民との協働により、市内を花でいっぱいにし、イメージアップを図るとともに、市民の緑化意識を高揚するという、当該委託事業の性質又は目的が競争入札に適しておらず、また、公益財団法人尼崎市公園緑化協会の設置目的が当該委託事業と一致していることを一者随意契約とする理由としている。しかし、一者随意契約を継続することは業者選定の透明性の確保の観点からは好ましくなく、また、競争原理が働かない結果、委託料の適切性の検証が行えないという問題が生じるおそれがある。 そのため、市出資団体の設置目的と一致する事業について、「その性質又は目的が競争入札に適さない場合」という2号随意契約に該当するか否かの判断がふれないように、全市の方針を検討し、示すことが望まれる。 市は、例えば、「出資団体へ業務を委託する場合、当該委託業務の履行を目的として設立された市の出資団体への委託であるという点のみを拠り所として、安易に『その性質又は目的が競争入札に適さない』契約であると判断すべきではない。当該業務について、類似業務も含め民間が実施していないため、競争原理が働く環境にないということを厳格に審査の上、2号随意契約に該当するか否かを判断すること」というように、当該業務の履行を目的として設立された外郭団体への一者随意契約の可否を判断する際の全市の方針を、検討の上明文化することが望まれる。所管課がそれに従い、委託業者を選定すれば、業者選定の透明性の確保の推進へ寄与できるものと考ええる。	ご意見にある全市の方針検討については、これまで市出資団体の設置目的と一致する事業が2号随意契約に該当するか否かの判断基準等について検討が行われてきたが、随意契約については、各所管課においてその理由を整理し契約することが委ねられているものであることから、一律の考えを示すに馴染まないものと整理された。 今後においては、一者特命随意契約を締結する場合において、決裁に一者特命随意契約という手法を選択したことについての妥当性をより詳細に記載するなど、業者選定の透明性を確保していく。	検討中	現在、市出資団体の設置目的と一致する事業が2号随意契約に該当するか否かの判断基準等の策定に向けた検討を進めているため、策定後に当該判断基準等に基づき対応していく。	平成30年2月23日

平成28年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成28年度>監査テーマ：指定管理者制度について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6.9.30時点】（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
H28	教育委員会事務局	スポーツ推進課	68	意見	133	非公募から公募への選定方法の見直し	指定管理者制度は、民間事業者間の競争原理や事業者が保有する施設管理のノウハウの活用により、経費の節減、質の高い住民サービスの提供を目的とする制度である。したがって、指定管理者の選定は原則として公募により行い、一定の要件を満たす場合に例外的に非公募が容認されている。 当該社会体育施設については、平成18年4月に指定管理者制度を導入してから10年超にわたり、「指定管理者制度について（指針）」（平成26年4月最終改訂）に定める、「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合」に該当するとして、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が非公募により指定管理者として選定されている。 なお、当該施設の管理業務は大きく分けて体育施設の利用により行う事業の実施（ソフト面）と、施設の維持管理（ハード面）の2面からなるが、所管課によると、指定管理者の公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、ソフト面を重視し非公募として選ばれているとのことである。 しかし、非公募による選定は、特定の団体を尼崎市が指名する選定方式であり、①指定管理者候補の選定に関する透明性を確保する、②競争原理の働く中でより良い提案をしてもらう、③行政の見込みを上回る民間のノウハウを生かした提案をしてもらう、という指定管理制度導入による効果を十分に得られない恐れがある。 このような事態に陥ることを防止するために、また、当該施設の「体育施設の管理運営」という業務の性質上、非公募としなければならない理由はなく、原則どおり公募によることが望まれる。	少子高齢化の進行やコロナ禍を経る中、行政のスポーツ施策に対しては、健康づくりや介護予防といったより公益性の高い取組への社会的要請が高まっており、今後スポーツ施策の一層の充実を図り、市民サービスを向上させていくためには、こうした事業の充実や、施設の効用の向上が必要である。 一方で、これらの事業は、市との強力なパートナーシップの下、地域や学校をはじめとする多様な主体との調整や、高度な企画力、十分な実行力が求められるのであり、市の効果的・効率的に推進できるのはスポーツ振興事業団を置いて他にない。 また、施設の効用の向上を図るに当たっては、競争原理を活用することも一つの手段であるが、今後スポーツ施策の更なる充実を図っていくに当たっては、事業実施と施設の維持管理を一体的に行うことが有効である。他都市においては、これらを切り離し施設維持管理を公募したことにより、新たな事業展開が図りにくくなっている事例も見られた。 これらのことから、今後も引き続きスポーツ振興事業団を非公募で選定し、市と一体となって、効果的なスポーツ施策の推進を図っていく。	検討中	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。 このことは「指定管理者制度運用ガイドライン」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。 また、市が策定した「外郭団体等への派遣・斡旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体（分類Ⅰ）」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。 現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても引き続き検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。	平成29年2月20日
H28	教育委員会事務局	スポーツ推進課	69	意見	134	修繕費についての市と指定管理者の費用負担の明確化と精算	指定管理業務に含まれる、日常的な施設等の補修・修繕にかかる費用のうち、補修・修繕を行わなかったことによる、指定管理者が策定した予算の予算未執行額については、原則、毎年度精算対象とすることが望まれる。 尼崎市社会体育施設管理業務実施要項によると、日常的修繕のうち、1件当たり1,000千円未満の日常的修繕費を指定管理者が負担し、1,000千円以上の修繕費の分担は委託者と協議を行うこととなっている。 平成27年度の管理経費に含まれる修繕費については、屋内プール分が予算額5,335千円に対して実績額3,976千円、地区体育館分が予算額4,762千円に対して実績額4,129千円であり、屋内プール1,358千円、地区体育館632千円の合計1,991千円の予算未執行額があるが、尼崎市社会体育施設の管理に関する仮基本協定書上、修繕費について精算する旨を定めていないため、当該予算未執行額1,991千円の精算はされていない。 このように予算額と実績額の差異が大きいのは、具体的な修繕の見積り額の集計額として予算が編成されている訳ではなく、当初プロポーザル時に尼崎市に提出した予算をベースにした予算額にすぎないことが要因であると考えられる。 また、所管課によると、日常的修繕費について精算する旨を基本協定書上規定していない理由は、過去に、本来、尼崎市が負担すべき大規模改修工事につき、尼崎市が予算を確保できない中、指定管理者が自己財源で負担した年度もあり、実質的には所管課が過大な指定管理料を負担していることはないかと判断したためとのことであった。 このような状況においては、本来、指定管理者が行うべきである日常的な施設の修繕・補修の先延ばしにより、利得を得るケースも想定される。ひいては、施設にとって必要な維持管理水準の保持を徹底できなくなる恐れもある。 このような事態に陥ることを防止するためには、基本協定書上、想定される修繕工事の区分、個々の修繕工事に関する尼崎市と指定管理者の分担や判断基準、及び基本協定書の規定にない修繕工事が発生した場合の費用負担方法について明確にした上で、指定管理者が負担する1,000千円未満の日常的修繕費については、原則、毎年精算とすることを明記し、年度末に精算することが望まれる。	現在、事業団が指定管理者となっている社会体育施設については設置から年数が経過していることから、日々の管理運営において、様々な修繕を行う必要があるが、施設修繕における重要性や優先順位等については、協定書等に基づき、指定管理者の判断と責任において柔軟に対応する必要があることから、指定管理料の精算については実施していない。 なお、修繕の実施状況等に係る管理運営の内容については、事業実施報告や指定管理者モニタリング制度を活用することで、適正な費用負担や必要な業務実施等について確認しているところである。	検討中	現在、事業団が指定管理者となっている社会体育施設については設置から年数が経過していることから、日々の管理運営において、様々な修繕を行う必要があるが、施設修繕における重要性や優先順位等については、協定書等に基づき、指定管理者の判断と責任において柔軟に対応する必要があることから、指定管理料の精算については実施していない。 なお、修繕の実施状況等に係る管理運営の内容については、事業実施報告や指定管理者モニタリング制度を活用することで、適正な費用負担や必要な業務実施等について確認しているところである。	平成29年2月20日

平成28年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成28年度>監査テーマ：指定管理者制度について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6.9.30時点】（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
H28	教育委員会事務局	スポーツ推進課	73	意見	135	自動販売機の設置についての 尼崎市による直営化	過去からサンシビック尼崎及び各地区体育館の敷地内に自動販売機11台を設置するスペースについては、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団に行政財産使用許可を与えている。 平成27年度においては、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、自主事業として、自動販売機の設置により民間業者から2,458千円の収入を得ている。なお、尼崎市へ支払っている行政財産使用許可による行政財産使用料は年間142千円であり、差額2,315千円が同事業団の利益となっている。 所管課によれば、指定管理者制度が導入される以前から継続して、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団からの申請に基づき、行政財産の目的外使用許可を与えているとのことだった。尼崎市が直営で運営すれば、通常、利益を得ることができる自動販売機の設置を、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団へ実施させているが、当該自動販売機の設置を公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団がすることに必然性はない。 自動販売機の設置については、出資団体でかつ指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団への行政財産使用許可とせずに、原則どおり、尼崎市として、公募により最大額の使用料を払う事業者と賃貸契約を締結することが望まれる。	本市社会体育施設は、出資団体であるスポーツ振興事業団が、自主事業として本市スポーツ施策において重要な役割を果たしているところである。自動販売機の設置については、事業団がそうした事業を実施するための財源とする目的で実施している自主事業であり、現時点では公募を実施する考えはない。一方で、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらの検討を進めるに当たり、自主事業全体の整理と合わせて検討を進めていく。	検討中		平成29年2月20日
H28	総合政策局	地域総合センター担当	119	意見	141	修繕費についての市と指定管理者の費用負担の明確化と精算	指定管理業務に含まれる、施設の軽微な修繕にかかる費用のうち、補修・修繕を行わなかったことによる予算未執行額については、原則、毎年度精算対象とすることが望まれる。 尼崎市立総合センター指定管理者運営業務仕様書及び尼崎市立地域総合センター塚口管理業務実施要項によると、日常的修繕のうち、1件当たり500千円未満の修繕費を指定管理者が負担し、500千円以上の修繕費の分担は尼崎市と協議を行うこととなっている。 平成27年度の管理経費に含まれる修繕費については、予算額1,700千円に対して実績額59千円で、1,641千円の予算未執行額が残っているが、尼崎市立塚口総合センターの管理に関する仮基本定書上、修繕費について精算する旨を定めていないため、当該予算未執行額1,641千円の精算はされていない。1,641千円が予算未執行額となってしまった理由は、平成27年度は、管理経費予算として計上されているにも関わらず、建築基準法に基づく建築物設備点検で発見された事項に対応する修繕工事を、指定管理者が年度末までに行わなかったためとのことである。 本来指定管理者が行うべきである日常的な施設の修繕・補修の先延ばしにより、指定管理者が利得を得るケースも想定される。ひいては、施設にとって必要な維持管理水準の保持を徹底できなくなる恐れもある。このような事態に陥ることを防止するためには、基本協定書上、想定される修繕工事の区分、個々の修繕工事に関する尼崎市と指定管理者の分担や判断基準、及び基本協定の規定にない修繕工事が発生した場合の費用負担方法について明確にした上で、指定管理者が負担する500千円未満の修繕費については、原則、毎年精算とすることを明記し、年度末に精算することが望まれる。	地域総合センター塚口においては、指摘以降、安全・安心の観点で必要な修繕が十分に行われており、市のモニタリングを通して懸念される事態に陥ることが考え難いといえることから、指定管理者制度における公の施設の管理が指定管理者の創意工夫による市民サービス向上や経費の節減を期待するものとの趣旨に沿い、精算は行っていない。	検討中	令和7年度からの指定管理者となる事業者の公募を令和6年度中に行うため、令和5年度中に当該施設の指定管理料に係る精算制の導入についての考え方を整理する。 なお、現在の指定管理者に対しては、修繕の執行状況について、現場への視察を含めた日々のモニタリングにより執行管理し、不当な執行控えが生じないよう徹底している。	平成29年2月20日

平成●年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成27年度>監査テーマ：債権管理事務について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6.9.30時点】（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
H27	教育委員会事務局	学事企画課	284	意見	164	各高等学校債権管理状況の学務課によるモニタリングの強化	未収金の督促や納付交渉を含めた債権管理業務・回収業務は各高等学校に配置された管理担当者に一任され、担当者から相談があったときのみ、学務課担当者が相談に乗るなどの支援業務を行っている。 平成26年度の不納欠損は、平成26年度に不納欠損処理された168件の債権のうち125件、収入未済額ベースでは総額1,646千円のうち1,237千円が平成21年度に発生した債権であり、時効中断手続が一度も取られないまま不納欠損となった事案が多数含まれている可能性がある。 また、平成25年度で授業料無償化が終了したことに伴い、今後債権が増加していくと想定される。 以上により、学務課（学事企画課）においては、<u>新たな滞納債権の発生を防止し、また長期滞納債権については計画的に回収を進めるための方針を策定し、当該方針を各学校への周知の上、債権管理の状況をモニタリングすることが必要である。</u>具体的には、滞納の初期段階での催告状の送付や納付交渉の徹底、分割納付の要件を定めた上での書面による分割納付誓約書の入手等を各学校へ指導し、その実施状況につき、特に高額債権や長期滞留債権については、モニタリングを強化することなどが望まれる。	指摘があった時点においては、条例や関連資料がなかったが、現在は「尼崎市債権管理条例（平成30年3月6日条例第4号）」や「債権管理事務の手引（令和2年4月作成）」「尼崎市債権管理条例の概要」などの資料を活用して授業料（公債権）の債権管理事務を行っており、授業料に特化した方針の策定は必要ないと考えている。	改善済	現年度分の授業料に未収金が発生したときは、督促手続を必ず行うとともに、督促後も納付がないときはその滞納者に対し、書面や電話による催告を行うよう教育委員会事務局から各市立高等学校に指導している。また、滞納者等に次の納期以降も滞納させないこと及び新たな滞納者を出さないことが重要であるため、それを念頭に納付指導を行うよう指導している。	平成28年2月22日

平成26年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成26年度>監査テーマ：尼崎市教育委員会に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6.9.30時点】（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
H26	教育委員会事務局	スポーツ推進課	90	意見	165	施設管理に係る公募の実施について	地区体育館等指定管理者管理運営事業の指定管理者は、平成18年の制度導入以降、継続してスポーツ振興事業団であり、また指定管理料は約240百万円程度と多額な金額で推移している。 この点、市は、指定管理料についてスポーツ振興事業団と交渉により見直しを行ったうえで、運営上必要と認められる金額を算定しており、また、運営管理を継続して行うことにより、事業内容を充実化できると考えているとのことであった。 しかしながら、過去3年間の利用者数が大幅に増加していない状況を鑑みて、スポーツ振興事業団を継続して指定管理者とする必然性に乏しいと考えられるため、指定管理者を広く公募制にして、より適切な事業者の選定方法を検討することが望ましい。	少子高齢化の進行やコロナ禍を経る中、行政のスポーツ施策に対しては、健康づくりや介護予防といったより公益性の高い取組への社会的要請が高まっており、今後スポーツ施策の一層の充実を図り、市民サービスを向上させていくためには、こうした事業の充実や、施設の効用の向上が必要である。 一方で、これらの事業は、市との強力なパートナーシップの下、地域や学校をはじめとする多様な主体との調整や、高度な企画力、十分な実行力が求められるのであり、市の効果的・効率的に推進できるのはスポーツ振興事業団を置いて他にない。 また、施設の効用の向上を図るに当たっては、競争原理を活用することも一つの手段であるが、今後スポーツ施策の更なる充実を図っていくに当たっては、事業実施と施設の維持管理を一体的に行うことが有効である。他都市においては、これらを切り離し施設維持管理を公募したことにより、新たな事業展開が図りにくくなっている事例も見られた。 これらのことから、今後も引き続きスポーツ振興事業団を非公募で選定し、市と一体となって、効果的なスポーツ施策の推進を図っていく。	検討中	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。 このことは「指定管理者制度運用ガイドライン」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。 また市が策定した「外郭団体等への派遣・幹旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体（分類Ⅰ）」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。 現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても引き続き検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。	平成27年2月19日
H26	教育委員会事務局	学校教育課 企画管理課 職員課 学事企画課	260	意見	169	学校徴収金の未納対策マニュアルの整備について	学校徴収金の徴収事務は各校の教員が行っているが、尼崎市においても未納が発生している。 市は、家庭の状況を一番把握しているのは教員であることを理由に、未納者に対する督促等の徴収事務などの未納対策を各学校に一任しているため、各校が各々の方法で対応している状況であり、特に統一的な未納対策マニュアル等を作成していない。 近年、保護者との連携や理解など年々難しくなっており、未納が長期化することもあり、適正に支払っている保護者まで支払わなくなる可能性、いわゆるモラルハザードの問題も指摘されている。 そのため、学校徴収金の徴収事務は、未納が長期化する前に徴収できるよう、学校だけに任せるのではなく、市も関与し組織的に取り組むべき喫緊の課題であり、未納対策マニュアルに集約し、情報共有すべきである。 さらに、未納対策マニュアルにより徴収事務が定型化でき、教員の徴収事務負担が軽減され、結果的に学校教育の充実につながることも考えられるため、市は未納対策マニュアルを作成し、全校で統一的な運用を行うなどの対応が必要である。	学校園徴収金の徴収は、各学校園ごとに公会計外で行われており、未収金があった場合等において市の債権管理マニュアルに基づいて対応することは困難であるため、独自の未納対策マニュアルが一定必要であることは認識している。 現在学校園の教職員は、未納対策の事務（保護者口座への入金要請、滞納整理等）を、各学校園の体制及び保護者の特性に応じ、文書、電話又は訪問の手法により精力的に行っており、滞納を皆無又は最小限に抑えている。この理由として、精力的に行わなければ自己の学校園徴収金の会計が閉められないところにある。このことから、未納対策マニュアルを作成するとしても、学校園に一定の裁量を持たせ、独自かつ柔軟な対応を失わせないものにすべきであるが、各学校園との調整にかなりの時間労力を要すし、容易に進めることはできない。 他方で、学校園徴収金の徴収手法については、令和6年4月から全学校園においてインターネットバンキング利用の方式となっており、市教委は、今後その状況を注視していく必要があるが、セキュリティの問題等、多くの課題が発生しており、少しずつその解決への取組を進めている。 以上のことから、未納対策に係る各学校園の実態の把握や意見聴取には着手できておらず、当面はその実行は難しいと考えている。	検討中	学校園徴収金の徴収等は、各学校園において私会計で行われており、未収金があった場合等において、市の債権管理マニュアルに基づいて対応することは困難であるため、学校園徴収金事務独自の未納対策マニュアルが一定必要であることは認識している。 現状では、各学校園の担当教職員は、未納対策の事務（保護者口座への入金指導、滞納整理等）を、多忙の中、各学校園の教職員の体制、徴収方法等に見合った手法で行っており、滞納は皆無又は最小限に抑えている。統一のマニュアルを作成する場合、その内容が詳細であればある程、学校園は当該事務を行いづらくなり、内容が詳細でなければい程、実効性が低いものになるため、「使えるマニュアル」にするためにはかなりの実態把握や検討が必要となる。 今後は、未納対策に係る各学校園の実態を把握し、各学校園の意見を聴いたうえで、内容の検討を進める。	平成27年2月19日

平成25年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成25年度>監査テーマ：高齢者施策に関する事務の執行について

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6.9.30時点】（所管課回答）	措置状況	令和5年度公表文	監査結果報告日
H25	福祉局	高齢介護課	107	意見	170	老人福祉センターの指定管理者選定の妥当性について	市のA型の指定管理者は、非公募により市社協が選定されている。 これについて、市社協が促進協会（いきがい促進協会）の職員を受け入れた際に、市と市社協との間で締結された覚書によると、職員の労働環境に不利益が生じないように努めるとし、A型の指定管理者としての業務を市社協が適性の実施している限りにおいて、議会の承認を得ることを条件に、指定管理者を一定期間継続して市社協に指定することとなっているため、実質的に将来に亘って市社協を指定しているものと考えられる。 しかしながら、指定管理者制度の趣旨に鑑み、今後は、競争原理が働くように、募集の方法を公募とすることを検討する必要がある。	総合老人福祉センター（施設建替えに合わせた見直し）、千代木園及び福喜園（社会体育施設との機能統合：健康ふれあい体育館）については、いずれも転換期であり、当面それまでの指定管理者を継続して指定することが必要との判断から、現在（令和6年4月1日以降が新たな指定期間）も、引き続き、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会を非公募で指定した。 また、鶴の巣園及びワークセンター和楽園についても、施設の建替え等の計画はないものの、総合老人福祉センターの見直しや健康ふれあい体育館への移行に伴う機能転換を検討しているところであり、現在のところ、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会を非公募で指定している。	検討中	総合老人福祉センターは、施設の現地建替等を検討しており、同施設の供用停止を見据えた対応が必要であること、また、千代木園及び福喜園は社会体育施設との統合により廃止し、新たに健康ふれあい体育館として供用を開始する予定であることから、各施設の利用者に対しては施設の移行等に向けた丁寧な対応が求められる。 また、鶴の巣園及びワークセンター和楽園は、次期指定期間終了後の令和11年度から予定している総合老人福祉センターの見直しに伴う機能転換を計画しており、各施設の利用者に対して同様に丁寧な対応が求められる。 このような対応にあたっては、同施設の指定管理者として長年培ったノウハウや経験が必要となるため、令和6年4月に向けては、引き続き、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会を非公募で指定管理者として指定することとした。なお、この旨については、令和6年2月議会へ議案を上程する。	平成26年2月18日

平成25年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成25年度>監査テーマ：高齢者施策に関する事務の執行について

指摘 年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6. 9. 30時点】（所管課回答）	措置 状況	令和5年度公表文	監査結果 報告日
H25	福祉局	介護保険 事業担当	177	意見	173	慰労金事業の継続要否の検討について	市の慰労金支給件数は平成24年度で2名と極めて少ない状況であり、事務手続にかかる人件費等のコストを勘案すると事業の継続には疑問が残る。 そのため、慰労金事業の存続の要否について検討を行うとともに、存続するのであれば、金品の提供だけではなく、より家族介護者に対する慰労となるような事業を検討すべきである。	令和元年度に国において支給要件が、要介護4又は5から要介護3に緩和された。本市においては、平成29年度から令和4年度までの利用実績はなく、令和5年度は1件と利用実績は低調であるが、県内中核市においてはいずれも類似の取組があり、また、阪神間においても芦屋市や川西市で同様の取組を行っている。これらを踏まえて、利用実績の推移や他都市の動向を注視しつつ、その対応について検討を行うとともに、事業の見直しを行っていく。	検討中	令和元年度に国において支給要件が、要介護5又は4から要介護3に緩和された。本市においては、平成29年度から令和4年度までの利用実績はないものの、他都市の調査結果を参考に、その対応について検討を行うとともに、事業の見直しを行っていく。	平成26年2月18日

平成23年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成23年度>監査テーマ：行政財産の管理等に係る財務事務について

指摘 年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6. 9. 30時点】（所管課回答）	措置 状況	令和5年度公表文	監査結果 報告日
H23	教育委員会事務局	スポーツ 推進課	95	意見	181	指定管理者の公募について	使用料の見直しを市民にお願いするのであれば、その前に、指定管理料の引き下げ努力が必要である。本来の指定管理制度の趣旨である「民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図る」ということを想起し、（指定管理者を公募で選定することにより）市場に指定管理料価格の妥当性を問う必要がある。	少子高齢化の進行やコロナ禍を経る中、行政のスポーツ施策に対しては、健康づくりや介護予防といったより公益性の高い取組への社会的要請が高まっており、今後スポーツ施策の一層の充実を図り、市民サービスを向上させていくためには、こうした事業の充実や、施設の効用の向上が必要である。 一方で、これらの事業は、市との強力なパートナーシップの下、地域や学校をはじめとする多様な主体との調整や、高度な企画力、十分な実行力が求められるのであり、市の効果的・効率的に推進できるのはスポーツ振興事業団を置いて他にない。 また、施設の効用の向上を図るに当たっては、競争原理を活用することも一つの手段であるが、今後スポーツ施策の更なる充実を図っていくに当たっては、事業実施と施設の維持管理を一体的に行うことが有効である。他都市においては、これらを切り離し施設維持管理を公募したことにより、新たな事業展開が図りにくくなっている事例も見られた。 これらのことから、今後も引き続きスポーツ振興事業団を非公募で選定し、市と一体となって、効果的なスポーツ施策の推進を図っていく。	検討中	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。 このことは「指定管理者制度運用ガイドライン」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。 また、市が策定した「外郭団体等への派遣・斡旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体（分類1）」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。 現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても引き続き検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。	平成24年2月20日

平成22年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成22年度>監査テーマ：普通財産及び借受財産の管理等に係る財務事務について

指摘 年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和6年度取組【R6. 9. 30時点】（所管課回答）	措置 状況	令和5年度公表文	監査結果 報告日
H22	総合政策 局	ダイバー シティ推 進課	164	意見	198	売却も含めた活用方法の検討 について	戸ノ内町3丁目698-25については、長期にわたり地域に便宜供与が図られている状況は好ましくないため、売却等有効な活用方法についての検討を行う必要がある。	当該土地を不法に占有している者に対する土地明渡し等請求の訴えを令和5年10月に提起し、令和6年2月22日に勝訴判決を得、同年3月29日に強制執行の申立を行い、同年5月9日に強制執行を実施したことから、今後当該土地の売却に向けた処理を進めていく。 なお、当該土地にはフェンスを設置し、侵入等の防止対策を講じている。	検討中	当該土地を不法に占有している者に対する土地明渡し等請求の訴えを、令和5年10月に裁判所に提起した。 なお、当該土地には令和4年度までに監視カメラやフェンスを設置し、侵入等の防止対策を講じている。	平成23年2月21日
H22	都市整備 局	道路整備 担当	215	意見	200	早期売却に向けた地元協議の 推進について	当該用地の売却が困難となっている最大の理由は、通過交通を排除するため、前面道路に車止めが設置され、一般車両の進入が事実上不可能となったことにある。車止め設置の決定が行われた当時、その後の土地利用方法（売却等を含む）について十分な検討が行われたのか疑問である。当該用地については、財源確保の観点から、早期売却に向けて地元との十分な協議を積極的に進める必要がある。	本件土地については、平成19年度に地元住民と車止めの移設に係る協議を行ったものの理解が得られなかった経緯がある。令和2年度に再度地元住民と協議を行ったがその状況は現状も変わらず、令和2年度以降、地元との協議は進展がない。公募貸付制度の手続きを行い募集を募っているが、契約には至っていない。 今後も継続して公募貸付等による有効活用を図るよう取組みを進めることとする。	検討中	本件土地については、平成19年度に地元住民と車止めの移設に係る協議を行ったものの理解が得られなかった経緯がある。令和2年度に再度地元住民と協議を行ったがその状況は現状も変わらず、令和2年度以降、地元との協議は進展がない。公募貸付制度の手続きを行い募集を募っているが、契約には至っていない。 今後も継続して公募貸付等による有効活用を図るよう取組みを進めることとする。	平成23年2月21日